

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 条 例

○愛知県芸術劇場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例	第57号	(文化芸術課)	3
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第58号	(市町村課)	5
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第59号	(財政課)	10
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	第60号	(人事課)	93
○愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	第61号	(国民健康保険課)	94
○愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例	第62号	(用地課)	94
○愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例	第63号	(道路維持課)	97
○愛知県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	第64号	(河川課)	104
○愛知県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例	第65号	(同)	104
○愛知県都市公園条例の一部を改正する条例	第66号	(公園緑地課)	105
○愛知県港湾管理条例の一部を改正する条例	第67号	(港湾課)	107
○愛知県漁港管理条例の一部を改正する条例	第68号	(同)	107
○愛知県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例	第69号	(同)	108
○愛知県漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例	第70号	(同)	108
○愛知県立学校条例の一部を改正する条例	第71号	(あいちの学び推進課)	109
○愛知県基幹的広域防災拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を廃止する条例	第72号	(防災危機管理課)	110
○愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例	第73号	(人事課)	110
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	第74号	(人事課)	113

本号で公布された条例のあらまし

◇愛知県芸術劇場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例 (条例第57号)

- 1 愛知県芸術劇場等について、公共施設等運営権制度を導入するため、公共施設等運営権に係る実施方針に関し必要な事項として次の事項を定めることとした。
 - (1) 愛知県芸術劇場等の運営等の業務を実施する民間事業者の選定の手続
 - (2) 公共施設等運営権者が行う愛知県芸術劇場等の運営等の基準
 - (3) 公共施設等運営権者が行う業務の範囲
 - (4) 公共施設等運営権者が収受する利用料金に関する事項
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例 (条例第58号)

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき宅地造成等に関する工事の許可をする等の事務を瀬戸市始め15市に移譲する等市町村が処理することとする知事の権限に属する事務の追加等を行うこととした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、令和7年5月9日から施行することとした。ただし、一部については、同年4月1日又は食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等

の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 新たに特定免許情報記録手数料始め9手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 運転免許試験手数料始め11手数料の額を改定することとした。
- 3 宅地造成工事許可申請手数料始め3手数料を廃止することとした。
- 4 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日、同年3月1日、同月24日又は同年5月9日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 夜間中学に勤務する校長、教頭、教諭等が夜間中学に係る業務に従事した場合に夜間中学業務手当を支給することとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 道路占用料の額の改定に準じて、国土交通省所管の公共用財産に係る使用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例（条例第63号）

- 1 道路法施行令の一部改正に伴い、これに準じて道路占用料の額を改定することとした。
- 2 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇愛知県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第64号）

- 1 道路占用料の額の改定に準じて、土地占用料の額を改定すること等とした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇愛知県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第65号）

- 1 道路占用料の額の改定に準じて、海岸占用料の額を改定すること等とした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇愛知県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第66号）

- 1 道路占用料の額の改定に準じて、都市公園の占用に係る使用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇愛知県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第67号）

- 1 道路占用料の額の改定に準じて、港湾施設用地における柱類等の設置に係る使用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇愛知県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第68号）

- 1 道路占用料の額の改定に準じて、漁港施設用地における柱類等の設置に係る使用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇愛知県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第69号）

- 1 道路占用料の額の改定に準じて、港湾区域内の水域又は公共空地における柱類等の設置に係る占用料の額を改定することとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇愛知県漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第70号）

- 1 道路占用料の額の改定に準じて、漁港の区域内の水域又は公共空地における柱類等の設置に係る占用料の額を改定することとした。

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇愛知県立学校条例の一部を改正する条例（条例第71号）

- 1 高等学校等就学支援金の支給に係る認定を受けた者の納付すべき授業料及び受講料の額が高等学校等就学支援金の支給限度額を超えるときに当該超える額を免除することとした。
- 2 その他必要な規定の整備をすることとした。
- 3 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇愛知県基幹的広域防災拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を廃止する条例(条例第72号)

- 1 西春日井郡豊山町及び小牧市に整備する愛知県基幹的広域防災拠点について、公共施設等運営権制度を導入しないこととするに伴い、条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例（条例第73号）

- 1 県議会の議長、副議長及び議員、知事、副知事、教育長、地方公営企業管理者、病院事業管理者並びに常勤の監査委員の期末手当について、支給割合を100分の172.5に引き上げることとした。
- 2 次の職員の報酬月額等を引き上げることとした。
 - (1) 県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額
 - (2) 知事、副知事、教育長、地方公営企業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の給料月額
 - (3) 各種行政委員会委員等の報酬月額等
 - (4) 非常勤職員の報酬日額の限度額
- 3 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 4 この条例は、令和7年1月1日から施行することとした。ただし、1及び3については公布の日から施行し、1については令和6年6月1日から適用することとした。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第74号）

- 1 給料表の給料月額を引き上げることとした。
- 2 初任給調整手当について、医療職給料表(一)の適用を受ける職員その他の医学又は歯学の専門的知識を必要とする職員に対する支給月額の限度額を引き上げることとした。
- 3 一般の職員の期末手当について、支給割合を100分の125に引き上げることとした。
- 4 一般の職員の勤勉手当について、支給割合を100分の105に引き上げることとした。
- 5 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとし、1、2及び5については令和6年4月1日から、3及び4については同年6月1日から適用することとした。

条 例

愛知県芸術劇場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十七号

愛知県芸術劇場等の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「法」という。）第十八条の規定に基づき、愛知芸術文化センター条

例（平成三年愛知県条例第二号）第一条第二項第二号に掲げる愛知県芸術劇場及び同項第三号に掲げる愛知県文化情報センター（以下「愛知県芸術劇場等」という。）の公共施設等運営権（法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。）に係る実施方針（法第五条第一項に規定する実施方針をいう。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（愛知県芸術劇場等運営等業務を実施する民間事業者の選定の手続）

第二条 法第八条第一項の規定により愛知県芸術劇場等の運営等（法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）の業務（以下「愛知県芸術劇場等運営等業務」という。）を実施する民間事業者として選定されようとする民間事業者は、申請書に愛知県芸術劇場等運営等業務の実施に関する計画（以下「業務計画」という。）を記載した書類その他知事が定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に愛知県芸術劇場等運営等業務を実施することができると思われる民間事業者を選定するものとする。

1 業務計画に基づき運営等により愛知県芸術劇場等における県民の平等な利用の確保が図られること。

1 業務計画の内容が愛知県芸術劇場等の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。

2 当該民間事業者が業務計画に基づき運営等を適正かつ確実に行う能力を有すること。

4 前三号に掲げるもののほか、知事が定める基準

（公共施設等運営権者が行う運営等の基準）

第三条 公共施設等運営権者（法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）

は、次に掲げる基準により、愛知県芸術劇場等運営等業務を実施しなければならない。

1 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に愛知県芸術劇場等運営等業務を実施すること。

1 愛知県芸術劇場等を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

2 愛知県芸術劇場等運営等業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

4 前三号に掲げるもののほか、知事が定める基準

（公共施設等運営権者が行う業務の範囲）

第四条 公共施設等運営権者が行う業務の範囲は、施設を利用させることその他の愛知県芸術劇場等運営等業務とする。

（公共施設等運営権者が収受する利用料金）

第五条 愛知県芸術劇場等の利用料金（法第二条第六項に規定する利用料金をいう。）は、公共施設等運営権者が知事と協議して定めるものとする。

2 公共施設等運営権者は、前項の利用料金の額を定めたときは、その額を公表するものとする。

その額を変更したときも、同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十八号

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例

愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第八の二の項（六）中「第三条第五項」を「第四条第七項」に改め、同項（八）及び（十）中「（十四）」を「（十五）」に改め、同項（十四）を同項（十五）とし、同項（十三）中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改め、同項（十三）を同項（十四）とし、同項（十二）中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同項中（十二）を（十三）とし、（十二）の次に次のように加える。

（十二） 法第五十一条第三項の規定により同条第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が当該命令に従わなかった旨等を公表すること。

別表第八の三の項（六）中「第十五条の四第二項」を「第十六条第一項」に改め、同項（七）中「第十五条の四第二項」を「第十六条第二項」に改め、同表に次の一項を加える。

四 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

（一） 法第十八条第一項の規定により農用地利用集積等促進計画（同条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）の認可をすること。

（二） 法第十八条第七項の規定により同条第一項の認可をした旨を農業委員会に通知し、及び公告すること（（一）に掲げる事務に係るものに限る。）。

南知多町

別表第十一中十五の項を十八の項とし、七の項から十四の項までを三項ずつ繰り下げ、六の項の次に次の三項を加える。

七 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

（一） 法第十二条第一項の規定により宅地造成等に関する工事の許可をすること。

（二） 法第十二条第三項（法第十六条第三項において準用する場合を含む）

瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、犬山市、小牧市、

- む。)の規定により宅地造成等に関する工事等の許可に条件を付すること。
- (三) 法第十二条第四項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により工事主の氏名等を公表すること。
- (四) 法第十四条第二項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により許可証を交付し、又は不許可の処分をした旨を通知すること。
- (五) 法第十五条第一項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等に関する工事等についてこれらの者と協議をすること。
- (六) 法第十六条第一項の規定により宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可をすること。
- (七) 法第十六条第二項の規定により軽微な変更の届出を受理すること。
- (八) 法第十七条第一項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了に係る検査をすること。
- (九) 法第十七条第二項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了に係る検査済証を交付すること。
- (十) 法第十七条第四項の規定により土石の堆積に関する工事の完了に係る確認をすること。
- (十一) 法第十七条第五項の規定により土石の堆積に関する工事の完了に係る確認済証を交付すること。
- (十二) 法第十八条第一項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の特定工程に係る工事の検査をすること。
- (十三) 法第十八条第二項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の特定工程に係る中間検査合格証を交付すること。
- (十四) 法第十九条第一項の規定により宅地造成等に関する工事の実施の状況等の報告を受理すること。
- (十五) 法第二十条第一項の規定により宅地造成等に関する工事等の許可を取り消すこと。
- (十六) 法第二十条第二項の規定により宅地造成等に関する工事の施行の停止を命じ、又は災害防止措置をとることを命ずること。
- (十七) 法第二十条第三項の規定により土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は災害防止措置をとることを命ずること。
- (十八) 法第二十条第四項の規定により宅地造成等に関する工事に係る作業の停止を命ずること。
- (十九) 法第二十条第五項(法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により自ら災害防止措置等の全部又は一部を講じ、及び災害防止措置等を講ずべき旨等を公告すること。
- (二十) 法第二十条第六項(法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定により災害防止措置等に要した費用について工事主等、土地所有者等又は土地所有者等以外の者に負担させること。
- (二十一) 法第二十一条第一項の規定により宅地造成等に関する工事の届出を受理すること。
- (二十二) 法第二十一条第二項の規定により工事主の氏名等を公表する

稲沢市、東海市、大府市、知立市及び田原市

- こと。
- (二十三) 法第二十一条第三項の規定により擁壁等に関する工事等の届出を受理すること。
 - (二十四) 法第二十一条第四項の規定により公共施設用地を宅地又は農地等に転用した旨の届出を受理すること。
 - (二十五) 法第二十二条第二項の規定により擁壁等の設置又は改造等を勧告すること。
 - (二十六) 法第二十三条第一項の規定により擁壁等の設置又は改造等を命ずること。
 - (二十七) 法第二十三条第二項の規定により同条第一項の工事の全部又は一部を行うことを命ずること。
 - (二十八) 法第二十四条第一項の規定により職員に土地に立ち入り、土地等の状況を検査させること。
 - (二十九) 法第二十五条の規定により土地等の状況について報告を求めること。
 - (三十) 法第二十七条第一項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の届出を受理すること。
 - (三十一) 法第二十七条第二項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により工事主の氏名等を公表すること。
 - (三十二) 法第二十七条第三項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により工事の計画の変更等を勧告すること。
 - (三十三) 法第二十七条第四項（法第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
 - (三十四) 法第二十八条第一項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の届出を受理すること。
 - (三十五) 法第三十条第一項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可をすること。
 - (三十六) 法第三十条第三項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の許可に条件を付すること。
 - (三十七) 法第三十条第四項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により工事主の氏名等を公表すること。
 - (三十八) 法第三十三条第二項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可証を交付し、又は不許可の処分をした旨を通知すること。
 - (三十九) 法第三十四条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等についてこれらの者と協議をすること。
 - (四十) 法第三十五条第一項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可をすること。
 - (四十一) 法第三十五条第二項の規定により軽微な変更の届出を受理すること。
 - (四十二) 法第三十六条第一項の規定により特定盛土等に関する工事の

- 完了に係る検査をすること。
- (四十三) 法第三十六条第二項の規定により特定盛土等に関する工事の完了に係る検査済証を交付すること。
- (四十四) 法第三十六条第四項の規定により土石の堆積に関する工事の完了に係る確認をすること。
- (四十五) 法第三十六条第五項の規定により土石の堆積に関する工事の完了に係る確認済証を交付すること。
- (四十六) 法第三十七条第一項の規定により特定盛土等に関する工事の特定工程に係る工事の検査をすること。
- (四十七) 法第三十七条第二項の規定により特定盛土等に関する工事の特定工程に係る中間検査合格証を交付すること。
- (四十八) 法第三十八条第一項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況等の報告を受理すること。
- (四十九) 法第三十九条第一項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事等の許可を取り消すこと。
- (五十) 法第三十九条第二項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行の停止を命じ、又は災害防止措置をとることを命ずること。
- (五十一) 法第三十九条第三項の規定により土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は災害防止措置をとることを命ずること。
- (五十二) 法第三十九条第四項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る作業の停止を命ずること。
- (五十三) 法第三十九条第五項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により自ら災害防止措置等の全部又は一部を講じ、及び災害防止措置等を講ずべき旨等を公告すること。
- (五十四) 法第三十九条第六項（法第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により災害防止措置等に要した費用について工事主等、土地所有者等又は土地所有者等以外の者に負担させること。
- (五十五) 法第四十条第一項の規定により特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出を受理すること。
- (五十六) 法第四十条第二項の規定により工事主の氏名等を公表すること。
- (五十七) 法第四十条第三項の規定により擁壁等に関する工事等の届出を受理すること。
- (五十八) 法第四十条第四項の規定により公共施設用地を宅地又は農地等に転用した旨の届出を受理すること。
- (五十九) 法第四十一条第二項の規定により擁壁等の設置又は改造等を勧告すること。
- (六十) 法第四十二条第一項の規定により擁壁等の設置又は改造等を命ずること。
- (六十一) 法第四十二条第二項の規定により同条第一項の工事の全部又は一部を行うことを命ずること。
- (六十二) 法第四十三条第一項の規定により職員に土地に立ち入り、土地等の状況を検査させること。
- (六十三) 法第四十四条の規定により土地等の状況について報告を求めること。

<p>(六十四) 省令第八十八条の規定により同条に規定する計画が法第十二 条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の 規定に適合していることを証する書面を交付すること。</p> <p>(六十五) (一) から (六十四) までに掲げる事務に伴う法の施行のた めの規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの</p>	
<p>八 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）に 基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第十八条第一項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する 工事（法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受け たものとみなされたものに限る。(二) 及び (三) において同じ。）の 特定工程に係る工事の検査をすること。</p> <p>(二) 法第十八条第二項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の特定工程に係る中間検査合格証を交付すること。</p> <p>(三) 法第十九条第一項の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する 工事の実施の状況等の報告を受理すること。</p> <p>(四) 法第三十七条第一項の規定により特定盛土等に関する工事（法第 三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものと みなされたものに限る。(五) 及び (六) において同じ。）の特定工程 に係る工事の検査をすること。</p> <p>(五) 法第三十七条第二項の規定により特定盛土等に関する工事の特定 工程に係る中間検査合格証を交付すること。</p> <p>(六) 法第三十八条第一項の規定により特定盛土等に関する工事の実施 の状況等の報告を受理すること。</p>	<p>津島市</p>
<p>九 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下この項において「法」という。）及 び法の施行のための規則に基づく事務のうち、法及び法の施行のための規 則の規定により知事に提出される申請書等を受け付け、及び許可証等を交 付する事務（前項の下欄に掲げる市にあつては、同項の上欄に掲げるもの を除く。）</p>	<p>各市町村（名 古屋市、豊橋 市、岡崎市、 一宮市、豊田 市及び七の項 の下欄に掲げ る市を除く。）</p>

別表第十二の二の項中「法」の下に「第七条の六第二項第一号（法第八十七条の四において準用する場合を含む）、第十八条第三十八項第一号（法第八十七条の四において準用する場合を含む）」を加え、同表中六の項から八の項までを削り、九の項を六の項とし、十の項から十四の項までを三項ずつ繰り上げ、同表の十五の項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令第百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同項を同表の十二の項とし、同表の十六の項から二十一の項までを三項ずつ繰り上げる。

附 則

- この条例は、令和七年五月九日から施行する。ただし、別表第八の二の項及び三の項の改正規定は食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）の施行の日から、同表に一項を加える改正規定並びに別表第十二の二の項及び十五の項の改正規定は令和七年四月一日

から施行する。

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可に係る工事に係る改正前の愛知県事務処理特例条例別表第十二の七の項及び八の項の上欄に掲げる事務の処理については、なお従前の例による。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十九号

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第四条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 一 別表第十六運転免許等事務の項に規定する手数料のうち、公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（同項において「オンライン講習」という。）に係るもの 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百一条第一項に規定する免許証等（同表運転免許等事務の項において「免許証等」という。）の有効期間の更新の申請を受理したとき。

別表第三一般旅券発給事務の項中

一 一般旅券発給 手数料		一件につき 二、〇〇〇〇（旅券法 第二十条第二項の規 定の適用を受ける場 合にあつては、四、〇〇〇〇）
--------------------	--	---

を

		一 当分の次に掲げる各号に掲げる各号に、当該各号に定める活 動情報通信技術の推進に 関する法律の施行期日 等により同項の法律の 規定により同項の法律 規定する電子情報処理 組織を使用して
--	--	---

一般旅券発給
手数料

一件につき

は、一の法第二十九條第一項を適用する場合に於ては、その他の場合（旅券）に改める。

別表第六大麻草採取栽培者免許事務の項中「大麻草採取栽培者免許事務」を「第一種大麻草採取栽培者免許事務」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「八、六〇〇」を「三三、二〇〇」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

別表第十三に次の四項を加える。

住宅地造成工事 等許可工事 事務 住宅地造成又は 敷料申請等工事	切土又は盛土をする土地の面積が五百平方メートル以内のとき	一件につき	一七、〇〇〇
	切土又は盛土をする土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のとき	一件につき	二八、〇〇〇
	切土又は盛土をする土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のとき	一件につき	四〇、〇〇〇
	切土又は盛土をする土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内のとき	一件につき	五八、〇〇〇
	切土又は盛土をする土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のとき	一件につき	六九、〇〇〇
	切土又は盛土をする土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のとき	一件につき	九四、〇〇〇
	切土又は盛土をする土地の面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内のとき	一件につき	一四九、〇〇〇
	切土又は盛土をする土地の面積が二万平方メートル以内のとき	一件につき	二二六、〇〇〇

	<p>土工石の堆積 工事許可事務 数事石の堆積 料許可申請手 工</p>		<p>積が十 五平方メ ートルを 超える時 き</p> <p>積が十 二平方メ ートルを 超える時 き</p> <p>積が十 千平方メ ートルを 超える時 き</p> <p>積が十 千平方メ ートルを 超える時 き</p> <p>積が十 五平方メ ートルを 超える時 き</p> <p>積が一 万平方メ ートルを 超える時 き</p> <p>積が二 万平方メ ートルを 超える時 き</p> <p>積が四 万平方メ ートルを 超える時 き</p> <p>積が七 万平方メ ートルを 超える時 き</p> <p>積が十 万平方メ ートルを 超える時 き</p>	<p>一件につき</p>	<p>14,000</p> <p>17,000</p> <p>20,000</p> <p>29,000</p> <p>33,000</p> <p>39,000</p> <p>53,000</p> <p>74,000</p> <p>101,000</p> <p>133,000</p>	<p>算額。料の当分の 各号に、掲 げらるる 区積 算額を 合算し、 その額 が、一 円を 超える とき、 一 〇〇 〇〇 〇〇 とす。 三 〇〇 〇〇 〇〇 とす。 二 〇〇 〇〇 〇〇 とす。 一 〇〇 〇〇 〇〇 とす。 二 〇〇 〇〇 〇〇 とす。 一 〇〇 〇〇 〇〇 とす。 一 〇〇 〇〇 〇〇 とす。 一 〇〇 〇〇 〇〇 とす。 一 〇〇 〇〇 〇〇 とす。 一 〇〇 〇〇 〇〇 とす。 一 〇〇 〇〇 〇〇 とす。</p>
--	--	--	---	---	---	--

二〇、〇〇〇
二五、〇〇〇
三六、〇〇〇

に「四七、〇〇〇」を「四八、〇〇〇」に改め、同表中宅地造成工事

許可事務の項を削り、低炭素建築物新築等計画認定事務の項から建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務の項までを次のように改める。

					一戸建て住宅	一件につき	五、一〇〇
第一号と令省基ネ省築「てお表こ以号第省交国省、業済年十成、令る定等基性消費工築、築合は体物建 項第一い」に「準法工物建」いのにの下の。一令通土、産経八二平、省能費工築（建物建復又全築					の下上が総一 の五二戸棟 も以以数の	一件につき	一〇、三〇〇
					の下上が総一 の十六戸棟 も以以数の	一件につき	一七、五〇〇
					の下十以が総一 の五上十戸棟 も以二一数の	一件につき	二九、一〇〇
					の二一戸一 の数棟 もがの	一件につき	五、一〇〇

すにるに項条五号十律四成律す進化低都
る適基掲各第十(第年二(へるにの炭市
と合準げ号一四第四八法十平法関促素の

等宅住同共

<p>のルメ平がの床部分非 も以1 三合面分住 の内ト方百計積の宅</p>	<p>の係分宅のじてお表こ以下。 のるに部住じ同いこの下。</p>	<p>の下三一が総一 の百以二戸棟 も以上百数の</p>	<p>の百以が総一 の百以上百戸棟 の下二一数の</p>	<p>の百一が総一 も以五戸棟 の下上十数の</p>	<p>の下五六が総一 の十以二戸棟 も以上十数の</p>	<p>分宅非す規号第一 の部住にお表こ以 の部住にお表こ以</p>
<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	
<p>10、300</p>	<p>186、100</p>	<p>174、400</p>	<p>138、100</p>	<p>87、300</p>	<p>48、800</p>	

い等場認機性準築炭てにこ(るれ添も定知とるをる適基は場認機定知
う「め関確適物素「おの以場て付のめ事し書証こ合準当合め事
じと合たが認合基建低い表下合いさがるがて類すとすに該又たがるが

も係分宅非物建複
のるに部住の築合

五えルメ平がの床部非 千二を1一合面分住 平万超ト方万計積の宅	一件につき	一七四、四〇〇
のルメ平えルメ平がの床部非 も以1一を1五合面分住 の内ト方万超ト方千計積の宅	一件につき	一三八、一〇〇
のルメ平えルメ平がの床部非 も以1五を1二合面分住 の内ト方千超ト方千計積の宅	一件につき	八七、三〇〇
のルメ千超ト方がの床部非 も以1平えルメ千合面分住 の内ト方二を1平計積の宅	一件につき	二九、一〇〇
の内ト方えルメ平がの床部非 のルメ千を1三合面分住 も以1平超ト方百計積の宅	一件につき	一七、九〇〇

建築基準法 省工 省準 基物 築建	建築面積が二万五 千平方メートル以 上の建築物		一件につき	二一八、〇〇〇
	建築面積が一万五 千平方メートル以 上の建築物		一件につき	一七四、四〇〇
	建築面積が五千平 方メートル以上の 建築物		一件につき	一三八、一〇〇
	建築面積が二千平 方メートル以上の 建築物		一件につき	八七、三〇〇
	建築面積が千平方 メートル以上の建 築物		一件につき	二九、一〇〇
	建築面積が三百平 方メートル以上の 建築物		一件につき	一七、九〇〇
	建築面積が三百平 方メートル以上の 建築物		一件につき	一〇、三〇〇
	建築面積が三百平 方メートル以上の 建築物		一件につき	二一八、〇〇〇
	建築面積が三百平 方メートル以上の 建築物		一件につき	二一八、〇〇〇

		のもる係に分部宅住の物築建合複は又体全物築建 のもる係に準基るめ定に(2)ロ及び(2)イ号二第条十第令省準基法ネエ省物築建が戸住全							
総一 戸棟 数の	の百一が総一 も以五戸棟 の下上十数の	の下五六が総一 の十以二戸棟 も以上十数の	の下十以が総一 の五上十戸棟 も以二一数の	の下上が総一 の十六戸棟 も以以数の	の下上か総一 の五二戸棟 も以以数の	の一戸一 の数棟 もがの	の一が総一 も以三戸棟 の上百数の	の下三一が総一 の百以二戸棟 も以上百数の	の百以が総一 も以上百戸 の下二一数
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
	一七〇、三〇〇	一一二、六〇〇	七四、六〇〇	五二、九〇〇	三五、九〇〇	一九、一〇〇	四八一、九〇〇	四一五、四〇〇	三二八、五〇〇

低炭素建築物
申請手数料
認定申請手数料

の他のもの		のものであるもの																					
が総一 百戸棟 一数の	一件につき	の百一が総一 も以上五戸棟 の下上十数の	一件につき	の百一が総一 の下三一が総一 の百以上二戸棟 も以上百数の	一件につき	四一三、五〇〇	三〇五、一〇〇	一一三、〇〇〇	の十以上が総一 の五上十戸棟 も以上二一数の	一件につき	一〇五、四〇〇	の下上か総一 の五二戸棟 も以上以数の	一件につき	三七、一〇〇	の二一が総一 も以上三戸棟 の上百数の	一件につき	三五六、五〇〇	の百以上が の百以上二 の下二一	一件につき	三三三、四〇〇	の百以上が の百以上二 の下二一	一件につき	一四一、六〇〇

等宅住同共			
号一第条十第令省準基法ネエ省物築建が部全の分部宅住非			
平えルメ平がの床部非 五を1 二合面分住 方千超ト方千計積の宅	のルメ千超ト方がの床部非 も以1 平えルメ千合面分住 の内ト方二を1 平計積の宅	の内ト方えルメ平がの床部非 のルメ千を1 三合面分住 も以1 平超ト方百計積の宅	のルメ平がの床部非 も以1 三合面分住 の内ト方百計積の宅
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
二五七、九〇〇	一五九、三〇〇	三三三、〇〇〇	九五、〇〇〇
		六三六、五〇〇	五四二、一〇〇

その
場
合
他

のもる係に分部宅住宅非の物築建合複

のもるあでのもの係に準基るめ定に(2)ロ口び及(2)イ	のもるあでのもの係に準基るめ定に(2)ロ口び及(2)イ	のもるあでのもの係に準基るめ定に(2)ロ口び及(2)イ	のもるあでのもの係に準基るめ定に(2)ロ口び及(2)イ
のルメ平えルメ平がの床部非 のルメ一を一五合面分住 の内ト方万超ト方千計積の宅	のルメ平えルメ平がの床部非 のルメ一を一五合面分住 の内ト方万超ト方千計積の宅	のルメ平がの床部非 のルメ一を一五合面分住 の内ト方万超ト方千計積の宅	のルメ平がの床部非 のルメ一を一五合面分住 の内ト方万超ト方千計積の宅
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
三三六、八〇〇	四〇四、七〇〇	四七四、八〇〇	一四八、四〇〇
のルメ平がの床部非 のルメ一を一三合面分住 の内ト方百計積の宅	のルメ平がの床部非 のルメ一を一三合面分住 の内ト方百計積の宅	のルメ平がの床部非 のルメ一を一三合面分住 の内ト方百計積の宅	のルメ平がの床部非 のルメ一を一三合面分住 の内ト方百計積の宅
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
三三三、三〇〇	三三三、三〇〇	三三三、三〇〇	三三三、三〇〇

のその他のそ					
五がの床部非 千二合面分住 平方計積の宅	の内 五方五えルメ平がの床部非 のルメ千二を一 も一平方超ト方 も一平方超ト方 も一平方超ト方	の内 五方五えルメ平がの床部非 のルメ千二を二 も一平方超ト方 も一平方超ト方 も一平方超ト方	の内 五方五えルメ平がの床部非 のルメ千二を三 も一平方超ト方 も一平方超ト方 も一平方超ト方	の内 五方五えルメ平がの床部非 のルメ千二を四 も一平方超ト方 も一平方超ト方 も一平方超ト方	の内 五方五えルメ平がの床部非 のルメ千二を五 も一平方超ト方 も一平方超ト方 も一平方超ト方
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
九五二、四〇〇	八三四、九〇〇	七〇六、三〇〇	五七三、四〇〇	四〇一、八〇〇	

のるでも係標準定(2)び(2)号第十令準法工物建体物建 もあのるに基めに口及イ一条第省基ネ省築が全築																																				
延築	の建	のルメ万超ト方五面の建	のルメ千超ト方二面の建	のルメ平えルメ千面の建	のルメ平えルメ千超ト方千	のルメ平超ト方三面の建	の内ト方三面の建	のルメ超ト方																												
		も以ト方一を	も以ト方五を	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方	も以ト方千超ト方
べ物		のルメ万超ト方一を	のルメ千超ト方五を	のルメ平えルメ千超ト方	のルメ平超ト方三面の建	の内ト方三面の建	のルメ超ト方																													
延築	の建	のルメ万超ト方一を	のルメ千超ト方五を	のルメ平えルメ千超ト方	のルメ平超ト方三面の建	の内ト方三面の建	のルメ超ト方																													
		のルメ万超ト方一を	のルメ千超ト方五を	のルメ平えルメ千超ト方	のルメ平超ト方三面の建	の内ト方三面の建	のルメ超ト方																													
		のルメ万超ト方一を	のルメ千超ト方五を	のルメ平えルメ千超ト方	のルメ平超ト方三面の建	の内ト方三面の建	のルメ超ト方																													
		のルメ万超ト方一を	のルメ千超ト方五を	のルメ平えルメ千超ト方	のルメ平超ト方三面の建	の内ト方三面の建	のルメ超ト方																													
		のルメ万超ト方一を	のルメ千超ト方五を	のルメ平えルメ千超ト方	のルメ平超ト方三面の建	の内ト方三面の建	のルメ超ト方																													
		のルメ万超ト方一を	のルメ千超ト方五を	のルメ平えルメ千超ト方	のルメ平超ト方三面の建	の内ト方三面の建	のルメ超ト方																													
		のルメ万超ト方一を	のルメ千超ト方五を	のルメ平えルメ千超ト方	のルメ平超ト方三面の建	の内ト方三面の建	のルメ超ト方																													
		のルメ万超ト方一を	のルメ千超ト方五を	のルメ平えルメ千超ト方	のルメ平超ト方三面の建	の内ト方三面の建	のルメ超ト方																													
		のルメ万超ト方一を	のルメ千超ト方五を	のルメ平えルメ千超ト方	のルメ平超ト方三面の建	の内ト方三面の建	のルメ超ト方											</																		

物築建の他のそ				
も 他 の の の	ルメ千超ト方二面の建 以1平えルメ千積延築 内ト方五を1平がべ物	のルメ千二面の建 えルメ千二面を1平積 も超ト方五がべ物	のルメ平方超ト方一面 も以1五えルメ万積 の内ト方千二を1平が	
	一件につき	一件につき	一件につき	
	五七三、四〇〇	四七四、八〇〇	四〇四、七〇〇	
		の内ト方三面の建 のルメ百積延築 も以1平がべ物	の内ト方三面の建 のルメ百積延築 も以1平がべ物	
	一件につき	一件につき	一件につき	
		のルメ平方超ト方三面の建 も以1えルメ百積延築 の内ト方千を1平がべ物	のルメ平方超ト方三面の建 も以1えルメ百積延築 の内ト方千を1平がべ物	
一件につき	一件につき	一件につき		
	のルメ平えルメ千面の建 も以1二を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	のルメ平えルメ千面の建 も以1二を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物		
一件につき	一件につき	一件につき		
	のルメ平えルメ千超ト方三面の建 も以1えルメ百積延築 の内ト方千を1平がべ物	のルメ平えルメ千超ト方三面の建 も以1えルメ百積延築 の内ト方千を1平がべ物		
一件につき	一件につき	一件につき		
	のルメ平方超ト方二面の建 も以1千を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	のルメ平方超ト方二面の建 も以1千を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物		
一件につき	一件につき	一件につき		
	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物		
一件につき	一件につき	一件につき		
	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物		
一件につき	一件につき	一件につき		
	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物		
一件につき	一件につき	一件につき		
	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物		
一件につき	一件につき	一件につき		
	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物		
一件につき	一件につき	一件につき		
	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物		
一件につき	一件につき	一件につき		
	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物		
一件につき	一件につき	一件につき		
	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物		
一件につき	一件につき	一件につき		
	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物		
一件につき	一件につき	一件につき		
	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物		
一件につき	一件につき	一件につき		
	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	のルメ平方超ト方二面を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物		
一件につき	一件につき	一件につき		

画物低炭素建築認定事務計画

のるにの住も係み戸

棟の	の上下が総一の十六戸棟も以以数の	一件につき	10、500
	の上下が総一の五二戸棟も以以数の	一件につき	6、100
	の一戸一の数棟もがの	一件につき	3、100
	の上百数係申の一ががる請も以三戸に	一件につき	111、700
	も以上百数係申の下三一ががる請の百以二戸に	一件につき	104、700
	の下二一数係申の百以ががる請も以上百戸に	一件につき	81、900
	の上下十数係申の百一ががる請も以五戸に	一件につき	51、400
	も以上十数係申の下五六ががる請の十以二戸に	一件につき	29、300
	も以二十の下の五		

等宅住同共															
等たが認合基建低 場認機性準築炭 合め関確適物素															
内ト方えルメ平がの床部非 のルメ千を1 三合面分住 も以1平超ト方百計積の宅	のルメ平がの床部非 も以1 三合面分住 の内ト方百計積の宅	一件につき	六、一〇〇	一件につき	一一一、七〇〇	一件につき	一〇四、七〇〇	一件につき	八一、九〇〇	一件につき	五二、四〇〇	一件につき	二九、三〇〇	一件につき	一七、五〇〇
		一件につき	六、一〇〇	一件につき	一一一、七〇〇	一件につき	一〇四、七〇〇	一件につき	八一、九〇〇	一件につき	五二、四〇〇	一件につき	二九、三〇〇	一件につき	一七、五〇〇
		一件につき	六、一〇〇	一件につき	一一一、七〇〇	一件につき	一〇四、七〇〇	一件につき	八一、九〇〇	一件につき	五二、四〇〇	一件につき	二九、三〇〇	一件につき	一七、五〇〇
		一件につき	六、一〇〇	一件につき	一一一、七〇〇	一件につき	一〇四、七〇〇	一件につき	八一、九〇〇	一件につき	五二、四〇〇	一件につき	二九、三〇〇	一件につき	一七、五〇〇
		一件につき	六、一〇〇	一件につき	一一一、七〇〇	一件につき	一〇四、七〇〇	一件につき	八一、九〇〇	一件につき	五二、四〇〇	一件につき	二九、三〇〇	一件につき	一七、五〇〇
		一件につき	六、一〇〇	一件につき	一一一、七〇〇	一件につき	一〇四、七〇〇	一件につき	八一、九〇〇	一件につき	五二、四〇〇	一件につき	二九、三〇〇	一件につき	一七、五〇〇
		一件につき	六、一〇〇	一件につき	一一一、七〇〇	一件につき	一〇四、七〇〇	一件につき	八一、九〇〇	一件につき	五二、四〇〇	一件につき	二九、三〇〇	一件につき	一七、五〇〇

				二合ネ建 号第法築 イ十基物 (2)条準省 及第省工	一合ネ建 号第法築 イ十基物 (2)条準省 及第省工	
			住宅一 建て戸	もも基の の準に であら るる係 るるに 及び(1) イ及び (2)イ 及び(1)	一件につき	一四、一〇〇
				千面建 を平積築 超方が物 えメ二の る一五延 もト五べ	一件につき	一三〇、八〇〇
				以平超 内方メ一 のメト一 のの五 千五平 ル千延 内方平	一件につき	一〇四、七〇〇
				のメ超 方メ一 積が物 一ト五 千五平 千延 内方平	一件につき	八二、九〇〇
			物築建の他のそ	のメ超 方メ一 積が物 一ト五 千二平 千延 内方平	一件につき	五二、四〇〇
				のメえ 一積 千が物 二平 千延 以平 内方超	一件につき	一七、五〇〇
				のメ超 方メ一 積が物 一ト一 千平 千延 以平 内方平	一件につき	一〇、七〇〇
				内方面建 のメ積 の一が物 のト三 百延 以平	一件につき	六、一〇〇
				も超ト のえル のるを		

	あ係めび るる口 もも基(2) のの準に でに定	一件につき	10、100	
	その他のも	一件につき	19、100	
	のるにの住 も係み戸	の係申 もがる請 の一户に	一件につき	19、100
		も以数係申 の上がる請 の五二戸に	一件につき	三八、五00
		も以数係申 の上がる請 の十六戸に	一件につき	五四、五00
		も以二一數係申 の十以がる請 の五上十戸に	一件につき	七七、100
		も以上十數係申 の下五六がる請 の十以二戸に	一件につき	111、四00
		の下上十數係申 の百一がる請 も以以五戸に	一件につき	161、三00
		の下二一數係申 の百以がる請 も以上百戸に	一件につき	1110、六00
		上百數係申 三一がる請 百以二戸に	一件につき	188、五00

数更新低
料認築炭
定等素建
申請計建
手画築
変物

のもる係に分部宅住の物築建合複は又戸住び及体全物築建 `体全物築建

のもるあでのもる係に準基るめ定に(2)ロ及び(2)イ号二第条十第令省準基法ネエ省物築建が戸住全		の	
の 下三 一が 総一 の百 以二 上戸 棟の 下上 百数 の	の 百以 上戸 棟の 下二 一数 の	の 一が 総一 の百 以五 上戸 棟の 下上 十数 の	の 下五 六が 総一 の十 以二 上戸 棟の も以 上十 数の
の 下十 以が 総一 の五 上十 戸棟 のも 以二 一数 の	の 下上 が総 一の 十六 戸棟 のも 以以 数の	の 下上 が総 一の 五二 戸棟 のも 以以 数の	の 一戸 一 の棟 の数 棟の もが の
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
一七四、一〇〇	一三五、一〇〇	九三、九〇〇	六一、三〇〇
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
四〇、一〇〇	二七、七〇〇	一九、〇〇〇	一〇、一〇〇
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
一五九、一〇〇	一七四、一〇〇	一七四、一〇〇	一七四、一〇〇

等宅住同共

のものの他のそ

の下三一が総一 の百以二戸棟 も以上百数の	一件につき	二八八、五〇〇
の百以が総一 も以上百戸棟 の下二一数の	一件につき	三三〇、六〇〇
の百一が総一 も以五戸棟 の下上十数の	一件につき	一六一、三〇〇
の下五六が総一 の十以二戸棟 も以上十数の	一件につき	一一一、四〇〇
の下十以が総一 の五上十戸棟 も以二一数の	一件につき	七七、一〇〇
の下上が総一 の十六戸棟 も以以数の	一件につき	五四、五〇〇
の下上が総一 の五二戸棟 も以以数の	一件につき	三八、五〇〇
の一戸一 の棟 もがの	一件につき	一九、二〇〇
の一が総一 も以三戸棟 の以上百数の	一件につき	一九七、〇〇〇

		のもる係に分部宅住非の物築建合複			
		のもる係に分部宅住非の物築建合複		のもるあでのものる係に	
		のルメ平がの床部非 も以1三合面分住 の内ト方百計積の宅	のルメ平がの床部非 も以1三合面分住 の内ト方百計積の宅	の内ト方五えルメ平がの床部非 のルメ千二を1一合面分住 も以1平方超ト方万計積の宅	の内ト方五えルメ平がの床部非 のルメ千二を1一合面分住 も以1平方超ト方万計積の宅
超ト方がの床部非 えルメ千合面分住 二を1平計積の宅	一件につき	11031800	の内ト方えルメ平がの床部非 のルメ千を1三合面分住 も以1平方超ト方百計積の宅	一件につき	1574000
			のルメ平がの床部非 も以1三合面分住 の内ト方百計積の宅	一件につき	13511000
			も超ト方五がの床部非 のえルメ千二合面分住 るを1平方計積の宅	一件につき	1593000
			の内ト方五えルメ平がの床部非 のルメ千二を1一合面分住 も以1平方超ト方万計積の宅	一件につき	1199000

のるでも係準る定(2)び(2)号第十令準法工物建物建 もあのるに基めに口及イ一条第省基ネ省築が全築						
のルメ平万超ト方一面の建 も以1五えルメ万積延築 の内ト方千二を1平がべ物	一件につき	二一九、九〇〇	のルメ万超ト方五面の建 も以1平えルメ千積延築 の内ト方一を1平がべ物	一件につき	一八二、三〇〇	のルメ千超ト方二面の建 も以1平えルメ千積延築 の内ト方五を1平がべ物
のルメ平えルメ千面の建 も以1二を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	一件につき	八二、六〇〇	のルメ平超ト方三面の建 も以1えルメ百積延築 の内ト方千を1平がべ物	一件につき	六一、三〇〇	の内ト のル も以

				のルメ平方超ト方一面の建 のルメも以上積延築 の内ト方も以上積延築 の内ト方も以上積延築	一件につき 四三五、〇〇〇 一件につき 四九八、二〇〇
	交関軽新低 付ず微築炭 手なるな等素 数証変更計建 料明書にの物	戸建て住宅	建 令一第 法一第 基二第 準二第 省工	一件につき	建 低炭素の区分に 建築物の区別に 計画変更認定申請 手数料の欄に掲げ る手数料に相当す る額を、その端数 が百円未満のとき は、切り捨てた額
		建 令一第 法一第 基二第 準二第 省工	一件につき	二七、 〇〇〇 (以下)	〇〇〇 (計画)
		建 令一第 法一第 基二第 準二第 省工	一件につき	〇〇〇 (計画)	〇〇〇 (計画)

のもるあでのもの係に準基るめ定に(1)ロ及び(2)イは又(2)ロ及び(1)イ号二第項一第条一第令省準基法ネエ省物築建が戸住全	
の以上が住の百の一数	一 件 に つ き
の以が住の三百の一数	一 件 に つ き
下上が住の二百の一の以数	一 件 に つ き
下以が住の五十の一の以数	一 件 に つ き
の以が住の二十の五以数	一 件 に つ き
も十が住の以下の上数	一 件 に つ き
も五が住の以下の上数	一 件 に つ き
のじおこう数の増ははにすは(住も)の。住築、ある増のの。住築、あつ場築ののがて項以を戸に又当場築のー同に下いの係は該てを又	一 件 に つ き
一に画四 ○あつては、係る(計 ○の四五、 ○)はに四、合 ○つ変更に係る四、 ○)はに二二、 ○)はに二二、	一に画四 ○あつては、係る(計 ○の八二、 ○)はに二五、 ○)はに二五、
七に画四 ○あつては、係る(計 ○の四二、 ○)はに四二、 ○)はに四二、	七に画四 ○あつては、係る(計 ○の五二、 ○)はに四二、 ○)はに四二、
七に画三 ○あつては、係る(計 ○の一八、 ○)はに五七、 ○)はに五七、	七に画三 ○あつては、係る(計 ○の一八、 ○)はに五七、 ○)はに五七、
九に画二 ○あつては、係る(計 ○の三〇、 ○)はに七二、 ○)はに七二、	九に画二 ○あつては、係る(計 ○の三〇、 ○)はに七二、 ○)はに七二、
八に画一 ○あつては、係る(計 ○の五七、 ○)はに九三、 ○)はに九三、	八に画一 ○あつては、係る(計 ○の五七、 ○)はに九三、 ○)はに九三、
〇に画一 ○あつては、係る(計 ○の八一、 ○)はに三〇、 ○)はに三〇、	〇に画一 ○あつては、係る(計 ○の八一、 ○)はに三〇、 ○)はに三〇、
〇あつては、係る(計 〇の八五、 ○)はに九六、 ○)はに九六、	〇あつては、係る(計 〇の八五、 ○)はに九六、 ○)はに九六、
〇あつては、係る(計 〇の三五、 ○)はに九七、 ○)はに九七、	〇あつては、係る(計 〇の三五、 ○)はに九七、 ○)はに九七、
〇あつては、係る(計 〇の二七、 ○)はに〇四、 ○)はに〇四、	〇あつては、係る(計 〇の二七、 ○)はに〇四、 ○)はに〇四、

		共同住							
		令準法工物建 第省基ネ省築							
床面積の合計	以方を方計床 内メ超メが面 の1え1三積 もト千ト百の のル平ル平合	もト百のいこ のル平合ての 以方計同項に 内メがじに以 の1三じお下 を分築増て合 築増	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
	六に画一 〇〇の四 〇〇の変九 〇〇つ更に七 〇〇ては、係〇〇 七六六(計	三に画一 〇〇の一 〇〇の変八 〇〇つ更に五 〇〇ては、係〇〇 六〇〇(計	九に画六 〇〇の三 〇〇の変六 〇〇つ更に五 〇〇ては、係〇〇 三三六(計	五に画五 〇〇の四 〇〇の変二 〇〇つ更に一 〇〇ては、係〇〇 二八八(計	六に画四 〇〇の一 〇〇の変三 〇〇つ更に五 〇〇ては、係〇〇 一二〇(計	三に画三 〇〇の〇 〇〇の変五 〇〇つ更に二 〇〇ては、係〇〇 一六二(計	四に画二 〇〇の一 〇〇の変三 〇〇つ更に〇 〇〇ては、係〇〇 一一一(計	一に画一 〇〇の四 〇〇の変八 〇〇つ更に三 〇〇ては、係〇〇 七七七(計	一に画一 〇〇の〇 〇〇の変五 〇〇つ更に四 〇〇ては、係〇〇 五五四(計
		その他のもの							
		の以上が住 の二十戸 の十一の も五以数	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
		の以が住 の以上二戸 の二十の も十六数	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
		の下以が住 の以上五戸 の五十の も一以数	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
		の下以上が住 の以上二戸 の百一の も一以数	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
		の以上が住 の以上二戸 の三百の も一以数	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
		の以上が住 の以上二戸 の三百の も一以数	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	

宅等		のるにうと分用「下(分用る定に一項第四も係しい」部共(以部共す規号第三					等				
		建築が部全の分部老住非	千超ト方がの床平ルメ千合面方二を1平計積	の内ト方えルメ千を1三合面も以1超ト方百計積	のルメ平がの床も以1三合面の内ト方百計積	ト千計床のを方二積の超え1五合		内メ五を方計床の1千超え1一積のもト平二万の以方万ル合	のル平を方計床以方超え1一積のもト万ル合	のル平を方計床以方超え1二積のもト千平合	以方超メ計内メえ1がの1二ト千平のル平を方
ギ建築 1消費工 性能	一件につき	六に画一〇〇(あつては、二〇〇)	三に画一〇〇(あつては、二〇〇)	三に画一〇〇(あつては、二〇〇)	九に画五〇〇(あつては、二〇〇)	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	七に画一〇〇(あつては、二〇〇)
	一件につき	六に画五〇〇(あつては、三〇〇)	三に画二二、一〇〇(あつては、三〇〇)	三に画九、一〇〇(あつては、二〇〇)	九に画四、二〇〇(あつては、二〇〇)	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	七に画一〇〇(あつては、二〇〇)
	一件につき	六に画五〇〇(あつては、三〇〇)	三に画二二、一〇〇(あつては、三〇〇)	三に画九、一〇〇(あつては、二〇〇)	九に画四、二〇〇(あつては、二〇〇)	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	七に画一〇〇(あつては、二〇〇)
	一件につき	六に画五〇〇(あつては、三〇〇)	三に画二二、一〇〇(あつては、三〇〇)	三に画九、一〇〇(あつては、二〇〇)	九に画四、二〇〇(あつては、二〇〇)	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	七に画一〇〇(あつては、二〇〇)
	一件につき	六に画五〇〇(あつては、三〇〇)	三に画二二、一〇〇(あつては、三〇〇)	三に画九、一〇〇(あつては、二〇〇)	九に画四、二〇〇(あつては、二〇〇)	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	七に画一〇〇(あつては、二〇〇)

判性ル建
定能ギ築
等適一物
事務合消
費性工
費ネ

適
合
性
判
定
手
数
料

も係分宅非
のるに部住

のもるあでのもの係に準基るめ定に口号一第項一第条一第令省準基法ネ工省

メ平がの床 一三合面 ト方百計積	のルメ平がの床 も以一三合面 の内ト方百計積	も超ト方五がの床 のえルメ千二合面 るを一平方計積	の内ト方五えルメ平がの床 のルメ千二を一合面 も以一平方超ト方方計積	のルメ平えルメ平がの床 も以一を一五合面 の内ト方万超ト方方計積	のルメ平えルメ平がの床 も以一五を一合面 の内ト方千超ト方千計積	のルメ も以一 の内ト の内ト
三一一、二〇〇（計	二に画四 〇の四 〇）つ変八 は、に四 係〇〇 一、二、五、合計	三に画四 〇の七 〇）つ変四、 は、に八 係〇〇 一、五、九、合計	九に画四 〇の〇 〇）つ変四、 は、に七 係〇〇 二、二、九、合計	三に画三 〇の三 〇）つ変六 は、に八 係〇〇 一、八、二、合計	七に画二 〇の五 〇）つ変七、 は、に九 係〇〇 一、三、七、合計	

その他のもの					
も超ト方五がの床 のえルメ千二合面 るを1平方計積	一件につき	二に画九 〇の五 〇つ変二、 〇はに四 は係〇〇 四九〇〇 八(計	の内ト方五えルメ平がの床 のルメ千二を1一合面 も1平方超ト方万計積	一件につき	〇に画八 〇の三 〇つ変四、 〇はに九 は係〇〇 四三〇〇 五(計
のルメ平えルメ平がの床 も1一を1五合面 の内ト方万超ト方千計積	一件につき	一に画七 〇の〇 〇つ変六 〇はに三 は係〇〇 三六〇〇 七(計	のルメ平えルメ平がの床 も1五を1二合面 の内ト方千超ト方千計積	一件につき	五に画五 〇の七 〇つ変三、 〇はに四 は係〇〇 二九〇〇 五(計
のルメ千超ト方がの床 も1平えルメ千合面 の内ト方二を1平計積	一件につき	八に画四 〇の〇 〇つ変一、 〇はに八 は係〇〇 二〇〇〇 三(計	の内ト方えル のルメ千を も1平超	一件につき	四に画 〇の〇 〇つ変 〇はに は係一五 七、 四(計

全築省ネ条に基 全部物法第一 省基省第一 工建省第一 項一第一 準一第 定第一 号第一 号第一 のに らる もの で 係 る					五えルメ平がの床 千二を一合一 平万超ト方方計積 一件につき	のルメ平がの床 も以一五合 の内ト方万超ト方計積 一件につき	のルメ平がの床 も以一五合 の内ト方万超ト方計積 一件につき	のルメ平がの床 も以一五合 の内ト方千超ト方計積 一件につき	のルメ千超ト方 の内ト方二を一平計積 一件につき	の内ト方えルメ平がの床 のルメ千を一三合面 も以一平超ト方百計積 一件につき	のルメ平がの床 も以一三合面 の内ト方百計積 一件につき	のルメ平がの床 も以一三合面 の内ト方百計積 一件につき	のルメ平がの床 も以一三合面 の内ト方百計積 一件につき	のルメ平がの床 も以一三合面 の内ト方百計積 一件につき	のルメ平がの床 も以一三合面 の内ト方百計積 一件につき	のルメ平がの床 も以一三合面 の内ト方百計積 一件につき

		物の そ の 建 築 他	も そ の 他 の	ルメ平がの床 を1 五合面 超ト方千計積	一件につ き	に画七 あの変 つ更 ては、 係る 三六 七、 合計	のルメ平がの床 も1 五を1 二合面 の内ト方千超ト方千計積	一件につ き	五に画五 あの変 つ更 ては、 係る 一九 五、 合計	のルメ千超ト方 も1 平 超ト方二を1 平計積 の内ト方二を1 平計積	一件につ き	八に画四 あの変 つ更 ては、 係る 二〇 三、 合計	の内ト方えルメ平がの床 のルメ千を1 三合面 も1 平超ト方百計積	一件につ き	四に画三 あの変 つ更 ては、 係る 一五 七、 合計	の内ト方平がの床 も1 三合面 の内ト方百計積	一件につ き	二に画四 あの変 つ更 ては、 係る 二二 五、 合計	のルメ平がの床 も1 三合面 の内ト方百計積	一件につ き	三に画四 あの変 つ更 ては、 係る 二二 九、 合計	も超ト方五がの床 のえルメ千二合面 を1 平方計積	一件につ き	三に画四 あの変 つ更 ては、 係る 二二 九、 合計	の内ト方 のルメ も1
--	--	-----------------------------	-----------------------	----------------------------	-----------	---	--------------------------------------	-----------	--	--	-----------	--	---	-----------	--	-------------------------------	-----------	--	------------------------------	-----------	--	---------------------------------	-----------	--	-------------------

二年（法関上能消ルの建
法十平す等の費ギ工築
律七成律るに向性）ネ物

等宅住同共

も係分宅の築合は体物建
のるに部住物建複又全築

ト方えルメ平がの床部非 ルメ千を1 三合面分住 以1平超ト方百計積の宅	の1が総一 も以三戸棟 の上百数の	の下三一が総一 の百以二戸棟 も以上百数の	の百以が総一 も以上百戸棟 の下二一数の	の百一が総一 も以五戸棟 の下上十数の	の下五六が総一 の十以二戸棟 も以上十数の	の下十以が総一 の五上十戸 も以二一数	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	17,900	10,300	186,100	174,400	138,100	87,300	48,800	29,100
---	-------------------------	-----------------------------	----------------------------	---------------------------	-----------------------------	---------------------------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	---------	---------	---------	--------	--------	--------

い等場認機性画てにこ(るれ添も定知とるをる適基は場認機定知するに項条第三第五
う「め関確適一おの以場て付のめ事し書証こ合準当合め関め事る適基掲各第三号五
じと合たか認合計い表下合いさがるがて類すとすに該又たがると合準げ号一十

も係分宅非物建複
のるに部住の築合

方五かの床部非 メ千二合面分住 1平方計積の宅	の内ト方五えルメ平かの床部非 のルメ千二を1一合面分住 も1平方超ト方万計積の宅	のルメ平えルメ平かの床部非 も1一を1一合面分住 の内ト方万超ト方万計積の宅	のルメ平えルメ平かの床部非 も1五を1二合面分住 の内ト方千超ト方千計積の宅	のルメ千超ト方かの床部非 も1平方えルメ千合面分住 の内ト方二を1平方計積の宅	の内 の も
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
二一八、〇〇〇	一七四、四〇〇	一三八、一〇〇	八七、三〇〇	二九、一〇〇	

のもる係に分部宅住の物築建合複は又体全物築建										
のもるあ のもる係に 準基るめ定 に(2)ロび 及(2)イ号 二第条十第 令省省準基 法ネエ省 物築建が 戸住全	のもる の下三 の百以 の以上	の一が総一 のも以上 三戸棟 の上 百数の	の一戸一 の棟 のもが の	の下上が総一 の五二戸 の棟 のも 以数の	の下上が総一 の十六戸 の棟 のも 以数の	の下十以が総一 の五上十 の戸棟 のも 以二一 数の	の下五六が総一 の十以二 の戸棟 のも 以十 数の	の百一が総一 のも以 以上五 戸棟 の下 上十 数の	の百以が総一 のも以 上 百戸 棟 の下 二一 数の	のもる の下三 の百以 の以上
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
		四八一、九〇〇	一九、一〇〇	三五、九〇〇	五一、九〇〇	七四、六〇〇	一一一、六〇〇	一七〇、三〇〇	二四二、六〇〇	四一五、四〇〇

建築
性能
評価
費用
削減
計画
申請
書

その他のもの

一が総一 以上百棟 の数の	一件につき	五四二、一〇〇
の百以上 の数の	一件につき	四一三、五〇〇
の百一が総一 も以上五戸棟 の数の	一件につき	三〇五、二〇〇
の下五六が総一 の十以上十棟 も以上十数の	一件につき	一一三、〇〇〇
の下十以上が総一 の五以上十戸棟 も以上十数の	一件につき	一四八、三〇〇
の下上が総一 の十六戸棟 も以上十数の	一件につき	一〇五、四〇〇
の下上が総一 の五以上十戸棟 も以上十数の	一件につき	七四、九〇〇
の一戸一 の数の	一件につき	三七、一〇〇
の一が総一 の以上百棟 の数の	一件につき	三五六、五〇〇
の下三一 の百以上 の数の	一件につき	一一三、四〇〇

			等宅住同共		
定に(2)ロ及び(2)イ号一第条十第令省準基法ネエ省物築建が部全の分部宅住非					
の床部分住 計積の宅	のルメ平えルメ平がの床部分住 も以1五を1の内ト方千超ト方千計積の宅	のルメ千超ト方千がの床部分住 も以1平えルメ千合面分住 の内ト方二を1平計積の宅	の内ト方えルメ平がの床部分住 のルメ千を1三合面分住 も以1平超ト方百計積の宅	のルメ平がの床部分住 も以1三合面分住 の内ト方百計積の宅	のルメ平がの床部分住 も以1三合面分住 の内ト方百計積の宅
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
	二五七、九〇〇	一五九、三〇〇	一一一、〇〇〇	九五、〇〇〇	六三六、五〇〇

その他
の場合

のともる係に分部宅住非の物業建合複

の床部分住 計積の宅					
	の内ト方えルメ平がの床部非 のルメ千を一三合面分住 も以1平超ト方百計積の宅	一件につき	111,100		
	の内ト方えルメ平がの床部非 のルメ千を一三合面分住 も以1平超ト方百計積の宅	一件につき	148,400		
	も超ト方五がの床部非 のえルメ千二合面分住 るを一平万計積の宅	一件につき	474,800		
	の内ト方五えルメ平がの床部非 のルメ千二を一合面分住 も以1平万超ト方万計積の宅	一件につき	404,700		
	のともるあでのともる係に準基るめ のルメ平えルメ平が も以1一を一五 の内ト方万超ト方千	一件につき	336,800		

建築 延べ 建物			のルメ平えルメ平がの床部非 の内ト方五えルメ平が一合面分住 のルメ千二を一 も一平方超ト方万計積の宅	一件につき	九五二、四〇〇
			のルメ平えルメ平がの床部非 の内ト方五えルメ平が一合面分住 のルメ千二を一 も一平方超ト方万計積の宅	一件につき	八三四、九〇〇
			のルメ平えルメ平がの床部非 の内ト方万超ト方千計積の宅 も以一を一 の内ト方万超ト方千計積の宅	一件につき	七〇六、三〇〇
			のルメ平えルメ平がの床部非 の内ト方千超ト方千計積の宅 も以一五を一 の内ト方千超ト方千計積の宅	一件につき	五七三、四〇〇
			のルメ千超ト方が も一平えルメ千 の内ト方二を一平	一件につき	四〇一、八〇〇
のものの他のそ					

のるでも係準る定(2)び(2)号第十令準法工物建体物建 もあのるに基めに口及イ一条第省基ネ省築が全築							
平万超ト方一面の建 五えルメ万積延築 方千二を1平がべ物	一件につき	四〇四、七〇〇	のルメ万超ト方一を1平がべ物の内ト方一を1平がべ物	一件につき	三三六、八〇〇	のルメ千超ト方五面の建 も1平えルメ千積延築	のルメ千超ト方二面の建 も1平えルメ千積延築
			のルメ千超ト方五を1平がべ物の内ト方五を1平がべ物	一件につき	二五七、九〇〇	のルメ平えルメ千の建 も1二を1平積延築	のルメ平超ト方三面の建 も1えルメ百積延築
			のルメ平超ト方千の建 も1二を1平積延築	一件につき	一五九、三〇〇	のルメ平超ト方千を1平がべ物の内ト方千を1平がべ物	のルメ平超ト方三面の建 も1えルメ百積延築
			のルメ平超ト方千を1平がべ物の内ト方千を1平がべ物	一件につき	一一一、〇〇〇	のルメ平超ト方千を1平がべ物の内ト方千を1平がべ物	のルメ平超ト方三面の建 も1えルメ百積延築
			のルメ平超ト方千を1平がべ物の内ト方千を1平がべ物	一件につき	九五、〇〇〇	のルメ平超ト方千を1平がべ物の内ト方千を1平がべ物	のルメ平超ト方三面の建 も1えルメ百積延築

物築建の他のそ								
も他そ ののの		方五面の建 メ千積延築 1平がべ物	のルメ千超ト方二面の建 も以1平えルメ千積延築 の内ト方五を1平がべ物	のルメ平えルメ千面の建 も以1二を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	のルメ平超ト方三面の建 も以1えルメ百積延築 の内ト方千を1平がべ物	の内ト方三面の建 のルメ百積延築 も以1平がべ物	のえルメ千二面の建 るを1平方積延築 も超ト方五がべ物	のルメ も以1 の内ト
		一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
		五七三、四〇〇	四〇一、八〇〇	三二一、二〇〇	二四八、四〇〇	四七四、八〇〇		

				のルメ千二面の建 るを1平方積延築 も超ト方五がべ物	一件につき	九五二、四〇〇	
				のルメ平方超ト方一面の建 も以1五えルメ万積延築 の内ト方千二を1平がべ物	一件につき	八三四、九〇〇	
				のルメ万超ト も以1平えル の内ト方一を	一件につき	七〇六、三〇〇	
			一戸建て住宅		一件につき	三、一〇〇	
住戸	十数係申 六がる請 以二戸に	も以二一 の十以が の五上十 戸に	も以数係申 の十以が の五上十 戸に	も以数係申 の十以が の五上十 戸に	も以数係申 の十以が の五上十 戸に	一件につき	一九、三〇〇
						一件につき	一七、五〇〇
						一件につき	一〇、五〇〇
						一件につき	六、一〇〇
						一件につき	三、一〇〇
						一件につき	三、一〇〇

画性ル建
認能ギ築
定向一物
事上消工
務計費不

建物建物建 及全築、全築	の十以上が総一 の五上十戸棟 も以二一数の	一件につき	一七、五〇〇	のるにの も係み	
	の下上が総一 の十六戸棟 も以以数の	一件につき	一〇、五〇〇		
	の下上が総一 の五二戸棟 も以以数の	一件につき	六、一〇〇		
	の一戸一 の数棟 もがの	一件につき	三、一〇〇		
	の上百数係申 の一がる請 も以三戸に	一件につき	一一一、七〇〇		
も以上百数係申 の下三一がる請 の百以二戸に	一件につき	一〇四、七〇〇	の下二一係申 の百以がる請 も以上百戸に	一件につき	八二、九〇〇
の下上十数係申 の百一がる請 も以以五戸に	一件につき	五二、四〇〇	の十 の五 の十		
総一 戸棟 数の					

		等が認合計 場認機性画 合め関確適		等宅住同共		も係分宅の築合は戸び のるに部住物建複又住						
ト方かの床部非 ルメ千合面分住 を1平計積の宅	一件につき	の内ト方えルメ平がの床部非 のルメ千を1三合面分住 も以1平超ト方百計積の宅	一件につき	のルメ平がの床部非 も以1三合面分住 の内ト方百計積の宅	一件につき	の一が総一 も以三戸棟 の上百数の	一件につき	の下三一が総一 の百以二戸棟 も以以上百数の	一件につき	の百一が総一 も以以上五戸棟 の十以上十 も以上十	一件につき	一九、三〇〇
												八二、九〇〇
												一〇四、七〇〇
												一一一、七〇〇
												六、一一〇〇
												一〇、七〇〇
												一七、五〇〇

も係分宅非物建複 のるに部住の築合				
方面建 メ積築 1が物 ト三の ル百延 以平べ	も 超 ト 方 五 が の 床 部 非 の え ル メ 千 二 合 面 分 住 の を 1 平 万 超 ト 方 平 方 計 積 の 宅	の ル メ 平 え ル メ 千 二 合 面 分 住 の も 以 1 平 万 超 ト 方 平 方 計 積 の 宅	の ル メ 平 え ル メ 千 二 合 面 分 住 の も 以 1 平 万 超 ト 方 平 方 計 積 の 宅	の ル メ 平 え ル メ 千 二 合 面 分 住 の も 以 1 平 万 超 ト 方 平 方 計 積 の 宅
一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き	一 件 に つ き
六、一一〇〇	一三〇、八〇〇	一〇四、七〇〇	八二、九〇〇	五二、四〇〇

のもるあでのもる係に準基るめ定に(1)ロび及(2)イは又(2)ロび及(1)イ号二第条十第令省準基法ネエ省物業築建が戸住全								
一が総一 以上百棟 上百分の	一 件につ き	二五九、 一〇〇	の百以上 二二一棟 の下二一 数	一 件につ き	一七一、 七〇〇	の百以上 五五棟 の下上十 数	一 件につ き	一三三、 九〇〇
の百以上 二二一棟 の下二一 数	一 件につ き	一三七、 七〇〇	の百以上 五五棟 の下上十 数	一 件につ き	一三三、 九〇〇	の十以上 二二棟 の	一 件につ き	八三、 八〇〇
の十以上 二二棟 の	一 件につ き	八三、 八〇〇	の十以上 二二棟 の	一 件につ き	八三、 八〇〇	の下十以 上二一棟 の	一 件につ き	五七、 〇〇〇
の下十以 上二一棟 の	一 件につ き	五七、 〇〇〇	の下十以 上二一棟 の	一 件につ き	五七、 〇〇〇	の下上以 総一六六 棟	一 件につ き	三九、 六〇〇
の下上以 総一六六 棟	一 件につ き	三九、 六〇〇	の下上以 総一六六 棟	一 件につ き	三九、 六〇〇	の下上以 総一五二 棟	一 件につ き	二七、 九〇〇
の下上以 総一五二 棟	一 件につ き	二七、 九〇〇	の下上以 総一五二 棟	一 件につ き	二七、 九〇〇	の二以上 の棟	一 件につ き	一四、 一〇〇
の二以上 の棟	一 件につ き	一四、 一〇〇	の二以上 の棟	一 件につ き	一四、 一〇〇	の上 の		

料認向ギ建
定上ー築
申請計消費工
手画画費性ネ
数変更能ル

のもる係に分部宅住の物築建合複は又戸住び及体全物築建、体全物築建

のもるあでのものもる係に準基るめ定に(2)ロび及(2)イ号二第条十第令省準基法ネ工省物築建が戸住全		の下の上が総一の五二戸棟のも以以数の	の下の下が総一の十六戸棟のも以以数の	の下の下が総一の五上十戸棟のも以以二一の	の下の下が総一の十以二戸棟のも以以十数の	の下の下が総一の百一が総一のも以以五戸棟の下の下上十数の	の下の下が総一の百以が総一のも以以百戸棟の下の下二一の	の下の下が総一の下三一が総一の百以二戸棟のも以以百数の	の下の下が総一の一が総一のも以以三戸棟の上百数の																		
一件につき	一九七、〇〇〇	一件につき	一九、〇〇〇	一件につき	四〇、一〇〇	一件につき	六一、三〇〇	一件につき	九三、九〇〇	一件につき	一三五、一〇〇	一件につき	一七四、一〇〇	一件につき	一三五、一〇〇	一件につき	九三、九〇〇	一件につき	六一、三〇〇	一件につき	四〇、一〇〇	一件につき	二七、七〇〇	一件につき	一九、〇〇〇	一件につき	一〇、一〇〇

等宅住同共

のもの他のそ

非住宅	の一が総一 も以上百数の の上百数の	一件につき	三三六、九〇〇
	の下三一が総一 の百以上百棟 も以上百数の	一件につき	二八八、五〇〇
	の百以上が総一 の百以上百棟 の百以上百数の	一件につき	三三〇、六〇〇
	の百一が総一 も以上五戸棟 の百以上百数の	一件につき	一六一、三〇〇
	の下五以上が総一 の十以上十戸棟 も以上十数の	一件につき	一一一、四〇〇
	の下十以上が総一 の五以上十戸棟 も以上十数の	一件につき	七七、一〇〇
	の下上以上が総一 の十六以上戸棟 も以上十数の	一件につき	五四、五〇〇
	の下上以上が総一 の五以上十戸棟 も以上十数の	一件につき	三八、五〇〇
	の一以上が総一 の十以上十戸棟 も以上十数の	一件につき	一九、一〇〇

その
場合
其他

るあでのもる係に準基るめ定に(2)ロび及(2)イ号一第条十第令省準基法ネエ省物築建が部全の分部宅住非

非 住 宅	のルメ平えルメ平がの床部分 も以1一を1五合面分住 の内ト方万超ト方千計積の宅	のルメ平えルメ平がの床部分 も以1一を1五合面分住 の内ト方千超ト方千計積の宅	のルメ平えルメ平がの床部分 も以1一を1五合面分住 の内ト方千超ト方千計積の宅	のルメ平えルメ平がの床部分 も以1一を1五合面分住 の内ト方千超ト方千計積の宅	のルメ平がの床部 も以1三合面分 の内ト方百計積の	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	四八、六〇〇
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	六二、三〇〇
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	八二、六〇〇
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一三七、七〇〇
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一八二、三〇〇

の も る 係 に 分 部 宅 住 非 の 物 築 建 合 複					
の床部分住 計積の宅					
のルメ千超ト方 も以1平えルメ 千の内ト方二を 1平計積の宅	一件につき	1103、800			
の内ト方えルメ 平がの床部分非 のルメ千を1三 合面分住の宅	一件につき	157、400			
のルメ平がの床 部分非のルメ千 以1三合面分住 の内ト方百計積 の宅	一件につき	135、100			
も超ト方五がの 床部分非のルメ 千二合面分住を 1平万計積の宅	一件につき	159、300			
の内ト方五えル メ平がの床部分 非のルメ千二を 1一合面分も以 1平万超ト方万計 積のもの	一件につき	119、900			

					<p>上方三面の建 ルメ百積延築 を1平がベ物</p>	<p>の内ト方三面の建 のルメ百積延築 も以1平がベ物</p>	<p>も超ト方五がの床部非 のえルメ千二合面分住 るを1平万計積の宅</p>	<p>の内ト方五えルメ平がの床部非 のルメ千二を1一合面分住 も以1平万超ト方万計積の宅</p>	<p>のルメ平えルメ平が も以1五を1二 の内ト方千超ト方千</p>	<p>のルメ平えルメ平がの床部非 も以1一を1五合面分住 の内ト方万超ト方千計積の宅</p>	<p>のルメ平えルメ平がの床部非 も以1一を1一合面分住 の内ト方万超ト方万計積の宅</p>	<p>のもの他のそ のルメ平えルメ平が も以1五を1二 の内ト方千超ト方千</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>六二、三〇〇</p>	<p>四八、六〇〇</p>	<p>四九八、一〇〇</p>	<p>四三五、〇〇〇</p>	<p>三六七、一〇〇</p>	<p>一九五、五〇〇</p>	<p>一九五、五〇〇</p>	<p>一九五、五〇〇</p>	<p>一九五、五〇〇</p>	<p>一九五、五〇〇</p>
--	--	--	--	--	-------------------------------------	---	--	--	--	--	--	---	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

				<p>のるでも係準る定(2)び(2)号第十令準法工物建体物建 もあのるに基めに口及イ一条第省基ネ省築が全築</p>	
		のそ		<p>えルメ千二面の建 るを1平方積延築 も超ト方五がべ物</p>	<p>一件につき 一五九、三〇〇</p>
				<p>のルメ平万超ト方一面の建 も以1五えルメ万積延築 の内ト方千二を1平がべ物</p>	<p>一件につき 一一九、九〇〇</p>
				<p>のルメ万超ト方五面の建 も以1平えルメ千積延築 の内ト方一を1平がべ物</p>	<p>一件につき 一八二、三〇〇</p>
				<p>のルメ千超ト方二面の建 も以1平えルメ千積延築 の内ト方五を1平がべ物</p>	<p>一件につき 一三七、七〇〇</p>
				<p>のルメ平えルメ千面の建 も以1二を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物</p>	<p>一件につき 八二、六〇〇</p>
				<p>のルメ平超 も以1え の内ト方千</p>	

				物築建の他		
				も他そ のの		
一面の建 万積延築 平がべ物	のルメ万超ト方五面の建 も以1平えルメ千積延築 の内ト方一を1平がべ物	一件につき	三六七、一〇〇	のルメ千超ト方二面の建 も以1平えルメ千積延築 の内ト方五を1平がべ物	一件につき	一九五、五〇〇
	のルメ万超ト方五面の建 も以1平えルメ千積延築 の内ト方一を1平がべ物	一件につき		のルメ平えルメ千面の建 も以1二を1平積延築 の内ト方千超ト方がべ物	一件につき	一〇三、八〇〇
	のルメ万超ト方五面の建 も以1平えルメ千積延築 の内ト方一を1平がべ物	一件につき		のルメ平超ト方三面の建 も以1えルメ百積延築 の内ト方千を1平がべ物	一件につき	一五七、四〇〇
	のルメ万超ト方五面の建 も以1平えルメ千積延築 の内ト方一を1平がべ物	一件につき		の内ト方三面の建 のルメ百積延築 も以1平がべ物	一件につき	一三五、一〇〇

				のルメ平方超ト方 も以上五えルメ の内ト方千二を一	一件につき	四三五、〇〇〇
				のえルメ千二面の建 るを一平方積延築 も超ト方五がべ物	一件につき	四九八、一〇〇
	付す微向ギ建 手なる上ー築物 数証変更計画エネ 料明書にの性能ル 書交関軽ネ		一件につき	建築物の区分に応じ、 建築物エネルギー消 費性能向上計画変更 認定申請手数料に係 る手数料の額に係 に相当する額(その額 あるときは、その端 金額を切り捨てて得 た額)		

別表第十四建築物エネルギー消費性能基準適合認定事務の項を削り、同表備考第五号イ中「建築物省エネ法基準省令第四条第三項第一号に規定する共用部分(以下「」及び「」という。)」を削り、同表備考第六号ハ中「ロ」を「ロ及びハ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「場合(」の下に「ロに規定する場合を除き、」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

- ロ 非住宅部分がある場合(非住宅部分の全部の用途が建築物省エネ法基準省令第十条第一号に規定する工場等(以下「工場等」という。)である場合に限る。)当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (1) 三百平方メートル以内の場合 四万七千五百円
 - (2) 三百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 六万五百円
 - (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 七万九千六百円
 - (4) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 十二万八千九百円
 - (5) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 十六万八千四百円
 - (6) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合 二十万二千三百円
 - (7) 二万五千平方メートルを超える場合 二十三万七千四百円

別表第十四備考第十八号及び第十九号を削り、同表備考第十七号中「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第三十四条第三項各号」を「第二十九条第三項各号」に改め、同号を同表備考第二十七号とし、同表備考第十六号ハ中「ロ」を「ロ及びハ」に改め、同号ハを同号ニとし、

同号口中「場合(」の下に「ロに規定する場合を除き、」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 三百平方メートル以内の場合 二万四千三百円
- (2) 三百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 三万千円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 四万千三百円
- (4) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 六万八千八百円
- (5) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 九万千円
- (6) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合 十万九千九百円
- (7) 二万五千平方メートルを超える場合 十二万九千六百円

別表第十四備考第十六号を同表備考第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

別表第十四備考第十五号を同表備考第二十四号とし、同表備考第十四号中「第三十四条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同号を同表備考第二十三号とし、同表備考第十三号ハ中「ロ」を「ロ及びハ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号口中「場合(」の下に「ロに規定する場合を除き、」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 三百平方メートル以内の場合 四万七千五百円
- (2) 三百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 六万五百円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 七万九千六百円
- (4) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 十二万八千九百円
- (5) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 十六万八千四百円
- (6) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合 二十万二千三百円
- (7) 二万五千平方メートルを超える場合 二十三万七千四百円

別表第十四備考第十三号を同表備考第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ②及びロ②に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

別表第十四備考第十二号を同表備考第二十号とし、同表備考第十一号中「ついで、」の下に「当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は」を加え、「第三十四条第三項各号」を「第二十九条第三項各号」に、「第三十七条」を「第三十二条」に、「第三十五条第一項又は第三十六条第一項」を「第三十条第一項若しくは第三十一条第一項」に、「第九号」を「前号」に改め、同号を同表備考第十五号とし、同号の次に次の四号を加える。

十六 建築物エネルギー消費性能適合性判定等事務の項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの判定を一の申請書により受けようとする場合における当該判定に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があつたものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額に相当する額を合算した額とする。

十七 建築物エネルギー消費性能適合性判定等事務の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄の規定にかかわらず、第十四号の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

十八 建築物エネルギー消費性能適合性判定等事務の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている同法第三十二条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第三十条第一項若しくは第三十一条第一項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄及び前号の

規定にかかわらず、第十五号の規定により計算して得た建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合の額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

十九 建築物エネルギー消費性能適合性判定等事務の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの証明書の交付を一の申請書により受けようとする場合における当該証明書の交付に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があつたものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額に相当する額を合算した額とする。

別表第十四備考第十号を削り、同表備考第九号中「建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下「工場等」という。）」を「非住宅部分の全部の用途が工場等」に改め、同号を同表備考第十四号とし、同表備考第八号ハ中「ロ」を「ロ及びハ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「場合（）」の下に「ロに規定する場合を除き、」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 三百平方メートル以内の場合 二万四千三百円
- (2) 三百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 三万千円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 四万千三百円
- (4) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 六万八千八百円
- (5) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 九万千円
- (6) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合 十万九千九百円
- (7) 二万五千平方メートルを超える場合 十二万九千六百円

別表第十四備考第八号を同表備考第九号とし、同号の次に次の四号を加える。

十 低炭素建築物新築等計画認定事務の項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

十一 低炭素建築物新築等計画認定事務の項に規定する低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 三百平方メートル以内の場合 三千百円
- (2) 三百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 五千三百円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 八千七百元
- (4) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 二万六千二百円
- (5) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 四万四千四百円
- (6) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合 五万二千三百円
- (7) 二万五千平方メートルを超える場合 六万五千四百円

ロ 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についてのイ(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ(1)から(7)までに定める額

十二 低炭素建築物新築等計画認定事務の項に規定する低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 三百平方メートル以内の場合 三万百円
- (2) 三百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 三万八千三百円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 五万三百円
- (4) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 八万五百円
- (5) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 十万四千六百元
- (6) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合 十二万五千五百円
- (7) 二万五千平方メートルを超える場合 十四万六千九百元

ロ 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。）当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 三百平方メートル以内の場合 一万二千五百円
- (2) 三百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 一万五千五百円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 二万六千五百円
- (4) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 三万四千四百円
- (5) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 四万五千五百円
- (6) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合 五万四千九百円
- (7) 二万五千平方メートルを超える場合 六万四千八百円

ハ 非住宅部分がある場合（ロに規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。）当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 三百平方メートル以内の場合 二万四千三百円
- (2) 三百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 三万千五百円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 四万千三百円
- (4) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 六万八千八百円
- (5) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 九万千五百円
- (6) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合 十万九千九百円
- (7) 二万五千平方メートルを超える場合 十二万九千六百円

ニ 非住宅部分がある場合（ロ及びハに規定する場合を除く。）当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 三百平方メートル以内の場合 六万二千六百円
- (2) 三百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 七万八千七百円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 十万千九百円
- (4) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 十四万七千七百円
- (5) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 十八万三千五百円
- (6) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合 二十一万七千五百円
- (7) 二万五千平方メートルを超える場合 二十四万九千五百円

十三 低炭素建築物新築等計画認定事務の項に規定する低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等並びに低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における一戸建て住宅及び共同住宅等（建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）に係る申請に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄の規定にかかわらず、第十号の規定により計算して得た額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

別表第十四備考中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 低炭素建築物新築等計画認定事務の項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（その他の場合における共同住宅等（複合建築物の非住宅部分に係るものに限る。）又はその他の建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

別表第十四備考に次の四号を加える。

二十八 建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 三百平方メートル以内の場合 三千百円
- (2) 三百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 五千三百円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 八千七百元
- (4) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 二万六千二百円
- (5) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 四万四千四百円
- (6) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合 五万二千三百円
- (7) 二万五千平方メートルを超える場合 六万五千四百円

ロ 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についてのイ(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ(1)から(7)までに定める額

二十九 建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、イに掲げる場合に限る。）には、それぞれ次に定める額を加算する。

イ 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区

分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 三百平方メートル以内の場合 三万百円
- (2) 三百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 三万八千三百円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 五万三百円
- (4) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 八万五百円
- (5) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 十万四千六百円
- (6) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合 十二万五千五百円
- (7) 二万五千平方メートルを超える場合 十四万六千九百円

ロ 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 三百平方メートル以内の場合 一万二千百円
- (2) 三百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 一万五千五百円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 二万六百元
- (4) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 三万四千四百円
- (5) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 四万五千五百円
- (6) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合 五万四千九百円
- (7) 二万五千平方メートルを超える場合 六万四千八百円

ハ 非住宅部分がある場合（ロに規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 三百平方メートル以内の場合 二万四千三百円
- (2) 三百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 三万千百円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 四万千三百円
- (4) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 六万八千八百円
- (5) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 九万千百円
- (6) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合 十万九千九百円
- (7) 二万五千平方メートルを超える場合 十二万九千六百円

ニ 非住宅部分がある場合（ロ及びハに規定する場合を除く。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 三百平方メートル以内の場合 六万二千六百円
- (2) 三百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 七万八千七百円
- (3) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 十万千九百円
- (4) 二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 十四万七千七百円
- (5) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 十八万三千五百円

(6) 一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合 二十一万七千五百円

(7) 二万五千平方メートルを超える場合 二十四万九千五百円

二十 建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等並びに計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における一戸建て住宅及び共同住宅等（建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）に係る申請に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄の規定にかかわらず、第二十六号の規定により計算して得た額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。

二十一 建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該証明書の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（軽微な変更があるものに限る。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額に相当する額を合算した額とする。

別表第十六運転免許等事務の項中「(昭和三十五年法律第百五号)」を削り、「一、五五〇」を「一、六五〇」に、「二、九〇〇」を「二、九五〇」に、「免許証の更新を受けることができなかった者に」を「免許証等の更新を受けることができなかった者に」に、「試験にあつては、八〇〇」

を「試験にあつては、七五〇」に、	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">四、一〇〇</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">一、七五〇</td></tr> </table>	四、一〇〇	一、七五〇	を	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">三、九〇〇</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">一、九〇〇</td></tr> </table>	三、九〇〇	一、九〇〇	に、			
四、一〇〇											
一、七五〇											
三、九〇〇											
一、九〇〇											
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">二、五五〇</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">一、七五〇</td></tr> </table>	二、五五〇	一、七五〇	を	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">二、五〇〇</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">一、八五〇</td></tr> </table>	二、五〇〇	一、八五〇	に、「二、六〇〇」を「二、八〇〇」に、				
二、五五〇											
一、七五〇											
二、五〇〇											
一、八五〇											
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">一、五〇〇</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">一、七〇〇</td></tr> </table>	一、五〇〇	一、七〇〇	を	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">一、六〇〇</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">一、八〇〇</td></tr> </table>	一、六〇〇	一、八〇〇	に、	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr><td style="text-align: center;">四、八〇〇</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">一、七〇〇</td></tr> </table>	四、八〇〇	一、七〇〇	を
一、五〇〇											
一、七〇〇											
一、六〇〇											
一、八〇〇											
四、八〇〇											
一、七〇〇											

仮運転免許に係る免許証	一件につき	1,100	を受ける場合
-------------	-------	-------	--------

免許証更新料	申請をする場合を除く。新規の更新（道路交通法第百一条の二の二項の免許証の更新）	一件につき	1,500
	申請をする場合	一件につき	1,550
経手手数料		一件につき	550

を

特定記録手数料情報	情報の第道報特規二九路の定免に三五通記録よ項条法	第九道第六十路五五項の条法の規定による場合	一件につき	一、五五〇（特定記録試験にあっては、一、三〇〇）
	場合及び第九道第六十路五五項の条法の規定による場合	（以下による） （一）第九道第六十路五五項の条法の規定による場合 （二）第九道第六十路五五項の条法の規定による場合	一件につき	八〇〇
の規定により読み替える同法第九十二条第二	場れ付びに第九道第六十路五五項の条法の規定による場合	一件につき	一、五五〇（道路交通法第九十五条の二の十一項若しくは第九十二条の四の二の二項の免許証の交付又は再交付を受ける場合にあつては、一、〇〇〇）	
許情通法第九十二条第二			一、五五〇（免許証（仮運転免許）に係るもの）	

経由手数料	経由地書換申出をする場合	一件につき	一、七〇〇
	合経由地書換申出をしない場	一件につき	七五〇
更新情報 新効期間 のの	換て、 い申出 しな	一件につき	一、八五〇
	な経由 い場 合を	一件につき	一、九五〇

「三、五五〇」を「三、六五〇」に、「二、一五〇」を「二、六〇〇」に、

一、一五〇
一、四〇〇

を

一、〇五〇
一、三五〇

に、「三、四〇〇」を「三、七五

〇」に、「一九、五〇〇」を「一九、八〇〇」に、「一四、七〇〇」を「一四、四五〇」に、「二、
五〇〇」を「三、二〇〇」に、「一四、五五〇」を「一五、一〇〇」に、「一、八五〇」を

「二、〇〇〇」に、「九、六五〇」を「九、九五〇」に、

二、四五〇
二、三五〇

を

二、八五〇
二、二五〇

に、

書運 転交 付手 数料	書運 再交 付手 数	一件につき	一件につき	一、一〇〇	一、一〇〇
----------------------	---------------------	-------	-------	-------	-------

を

書運 転交 付手 数料	一件につき	一、一五〇
----------------------	-------	-------

記録 手続 手数料 情報		一件につき	〇合付転十第和路証規百九 〇にと経一六三交通法 〇あ同歴の十通法に条の 〇つてに明証に五のよ二 〇は、受書に五施行路交 〇けるによ三規行通法 〇場交運の十条の第項の第 に、
料書運 再交経 付手証 手数明 数		一件につき	1、150

七五〇
二、三五〇

を

八五〇
二、四〇〇

に、「四、四五〇」を「四、六五〇」に、

「三、五〇〇」を「三、八〇〇」に、「二、八〇〇」を「三、〇五〇」に、「四、一五〇」を「四、

三〇〇」に、

四、〇〇〇
一、五〇〇

を

四、二〇〇
一、七五〇

に、「三、一〇〇」を「三、

二〇〇」に、

一、四〇〇
七五〇

を

一、八五〇
九〇〇

に、「三、一五〇」を「三、

三〇〇」に、

二、〇五〇

を

二、一五〇

に、「三、七〇〇」を「三、

八五〇」に、

二、五五〇
二、四五〇

を

二、七〇〇
二、五五〇

に、

道 路 交 通 法	九道 十路 二交 条の 二第	運規備第九道 講転者考一十路 習すにるの二交 対優2表の法 す良にの二第	一件につき	五〇〇
-----------	----------------------------	--	-------	-----

第十二百八十一号に掲げる講習の

第九道
第九道
第九道
第九道

一件につき
一件につき

八〇〇
八〇〇

を

第十二百八十一号に掲げる講習の法

第九道
第九道
第九道
第九道

一件につき
一件につき
一件につき
一件につき

八〇〇
八〇〇
八〇〇
八〇〇

に、「六、四五〇」を

「六、六〇〇」に、

道路交通法第百八十一条の二第

一件につき

一、二、五〇〇
一、二、五〇〇

を

第十二号に掲げる講習に適用する指 導（以下「実車等講習」という。）	自動車等に準ずるものに して、安委会で定める指 導（以下「実車等講習」と いう。）を装着するもの	一件につき	二、九〇〇
含まない講習		一件につき	九、三五〇

に、

第一項第十五号又は第十六号 に掲げる講習	講習一時間に つき	二、〇〇〇
-------------------------	--------------	-------

を

第一項第十五号に掲げる講習	講習一時間に つき	二、一〇〇
第一項第十六号に掲げる講習	講習一時間に つき	二、〇五〇

に、「一、四五〇」

を「一、四〇〇」に、「一、二〇〇」を「一、一五〇」に改め、同表備考第八号を次のよ
うに改める。

八 運転免許等事務の項に規定する免許証交付手数料(日を同じくして第一種運転免許又は第
一 種運転免許のうち二以上の種類の免許を受ける者(以下「複数免許取得者」という。)に係
る免許証のうち第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付に係るものに限る。
について、道路交通法第九十二条第一項の規定により免許証の交付を受ける場合における当
該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額に、与える免許の種類の数か
ら一を減じて得た数に二〇〇円を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第十六備考第十一号中「九〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同号を同表備考第十三号
とし、同表備考中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加え
る。

九 運転免許等事務の項に規定する特定免許情報記録手数料(複数免許取得者に係る記録に係
るものに限る。)について、道路交通法第九十五条の二第三項の規定により特定免許情報を記
録する場合(同条第六項の規定による申出をする場合に限る。)における当該手数料の額は、

当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額に、与える免許の種類の数から一を減じて得た数に二〇〇円を乗じて得た額を加算した額とする。

十 運転免許等事務の項に規定する特定免許情報記録手数料（複数免許取得者のうち免許証及び免許情報記録個人番号カード保有者でない者に係る記録の書換えに係るものに限る。）について、道路交通法第九十五条の三の規定により読み替えて適用する同法第九十二条第二項の規定又は同法第百六条の四第二項の規定により免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録を書き換える場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額に、与える免許の種類の数から一を減じて得た数に二〇〇円を乗じて得た額を加算した額とする。

別表第十八医薬品販売業許可等事務の項の次に次の一項を加える。

宅事等中間検査 事務 申請 手数料 申請	切土又は盛土をする土地の面積が二千平方メートル以内のとき	一件につき	四、〇〇〇
	切土又は盛土をする土地の面積が二千平方メートル以内をの超えるとき	一件につき	五、〇〇〇
	切土又は盛土をする土地の面積が三千平方メートル以内をの超えるとき	一件につき	七、〇〇〇
	切土又は盛土をする土地の面積が二万平方メートル以内をの超えるとき	一件につき	一一、〇〇〇
	切土又は盛土をする土地の面積が四万平方メートル以内をの超えるとき	一件につき	一九、〇〇〇
	切土又は盛土をする土地の面積が七万平方メートル以内をの超えるとき	一件につき	三一、〇〇〇
	切土又は盛土をする土地の面積が十万平方メートルをの超えるとき	一件につき	四四、〇〇〇

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の改正規定及び附則第三項の規定 公布の日
- 二 別表第六の改正規定及び附則第四項の規定 令和七年三月一日
- 三 第四条第一項、別表第三及び別表第十六の改正規定並びに次項及び附則第六項の規定 令

和七年三月二十四日

四 別表第十三の改正規定、別表第十四宅地造成工事許可事務の項を削る改正規定及び別表第十八の改正規定並びに附則第五項の規定 令和七年五月九日

(経過措置)

- 2 前項第三号に掲げる規定の施行の日前に申請された一般旅券の発給に係る手数料については、同号に掲げる規定による改正後の愛知県手数料条例別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「大麻法等改正法」という。）附則第七条の規定により大麻法等改正法第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第五条第一項の免許を申請する者からは、同号に掲げる規定による改正前の愛知県手数料条例の規定にかかわらず、同日前においても同号に掲げる規定による改正後の愛知県手数料条例別表第六第一種大麻草採取栽培者免許事務の項に規定する第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料を徴収することができる。
- 4 大麻法等改正法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条に規定する大麻草採取栽培者についての大麻法等改正法第二条の規定による改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項の規定による大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更に係る手数料及び同法第七条第三項の規定による免許証の再交付の申請に係る手数料については、附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の愛知県手数料条例別表第六の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「宅造法改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる宅造法改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項本文（宅造法改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可に係る工事の宅造法改正法による改正前の宅地造成等規制法第十二条第一項の規定による変更の許可の申請に係る手数料については、附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の愛知県手数料条例別表第十三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(愛知県証紙条例の一部改正)

- 6 愛知県証紙条例（昭和三十九年愛知県条例第十二号）の一部を次のように改正する。
別表中「第四条第一項第三号」を「第四条第一項第四号」に改める。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 夜間中学業務手当

第十九条の次に次の一条を加える。

（夜間中学業務手当）

第十九条の二 夜間中学業務手当は、夜間中学に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（これらの職員のうち、給与条例第二十三条第一項の規定により定時制通信教育手当を支給することとされる職員を除く。）が、夜間中学に係る業務に従事した場合に支給する。

2 夜間中学業務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 校長及び教頭 勤務一日につき八百三十円
- 二 前号に掲げる職員以外の職員 勤務一日につき千百五十円

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第六十一号

愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例（平成三十年愛知県条例第五号）の一部を次のように改正する。

「第三条第五項」を「第二条第五項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十二号

愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例（平成十二年愛知県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

使用の区分		単位	使用料の額(単位円)					
			海面下	その他				
				第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
柱設ける場合を	柱第一種電	一本一年につき	六九三	一、三〇〇	九九〇	九三〇	七六〇	七一〇
	柱第二種電	一本一年につき	一、〇五〇	一、九〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇
	柱第三種電	一本一年につき	一、四〇〇	二、六〇〇	二、〇〇〇	一、九〇〇	一、六〇〇	一、五〇〇
	話柱第一種電	一本一年につき	六二六	一、一〇〇	八八〇	八三〇	六八〇	六三〇
	話柱第二種電	一本一年につき	九八〇	一、八〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇
	話柱第三種電	一本一年につき	一、三三〇	二、五〇〇	一、九〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇
	その他の柱類	一本一年につき	六一	一一〇	八八	八三	六八	六三
の	外径が〇・七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき	二五	四七	三七	三五	一九	一六
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	長さ一メートルにつき	三七	六七	五三	五〇	四二	三八
	外径が一メートル以上五メートル未満のもの	長さ一メートルにつき	五五	一〇〇	七九	七五	六二	五七

その他の場合	管類を設ける場合							
	外径が1メートル以上のもの	外径が1メートル以上1.7メートル未満のもの	外径が1.7メートル以上2.4メートル未満のもの	外径が2.4メートル以上3.7メートル未満のもの	外径が3.7メートル以上4.7メートル未満のもの	外径が4.7メートル以上7.6メートル未満のもの	外径が7.6メートル以上のもの	
使用面積 1平方メートルにつき	770	371	259	147	111	77		
地先地番の土地の価格に0.0441を乗じて得た額	1,300	670	470	270	200	130		
	1,100	530	370	210	160	110		
	990	500	350	200	150	99		
	820	410	290	160	120	82		
	760	380	260	150	110	76		

別表第一備考第一号イ中「尾張旭市」を削り、同号ロ中「知立市」の下に「尾張旭市」を加え、同号ハ中「美浜町並びに」を削り、同号ニ中「及び」を「並びに」に改め、「南知多町」の下に「及び美浜町」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十三号

愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例

愛知県道路占用料条例（昭和四十三年愛知県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

占用物件の種類	区 分	単 位	占 用 料（単位円）				
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
工に掲げる 物品 第三十 条第一号	第一種電柱	一本一年 につき	一、三〇〇	九九〇	九三〇	七六〇	七一〇
	第二種電柱	一本一年 につき	一、九〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇
	第三種電柱	一本一年 につき	二、六〇〇	二、〇〇〇	一、九〇〇	一、六〇〇	一、五〇〇
	第一種電話柱	一本一年 につき	一、一〇〇	八八〇	八三〇	六八〇	六三〇
	第二種電話柱	一本一年 につき	一、八〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇
	第三種電話柱	一本一年 につき	二、五〇〇	一、九〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇
	その他の柱類	一本一年 につき	一一〇	八八	八三	六八	六三
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ一メ ートル一 年につき	一一	九	八	七	六
	地下に設ける電 線その他の線類	長さ一メ ートル一 年につき	七	五	五	四	四
	路上に設ける変 圧器	一個二年 につき	一、一〇〇	八六〇	八一〇	六七〇	六二〇

法第三十
二条第二号
に掲げる
物件

地下に設ける変圧器	一平方メートルにつき	六七〇	五三〇	五〇〇	四一〇	三八〇
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき	一、二二〇	一、八〇〇	一、七〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇
郵便差出箱及び信書便差出箱	一個につき	九四〇	七四〇	七〇〇	五七〇	五三〇
広告塔	表示面積一平方メートルにつき	三、六〇〇	二、二〇〇	二、四〇〇	九七〇	一七〇
その他のもの	占用面積一平方メートルにつき	一、二二〇	一、八〇〇	一、七〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇
外径が〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき	四七	三七	三五	一九	二六
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	長さ一メートルにつき	六七	五三	五〇	四一	三八
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	長さ一メートルにつき	一〇〇	七九	七五	六一	五七
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	長さ一メートルにつき	一三〇	一一〇	九九	八二	七六
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	長さ一メートルにつき	二〇〇	一六〇	一五〇	一二〇	一一〇
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	長さ一メートルにつき	二七〇	二二〇	二〇〇	一六〇	一五〇
外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき	四七〇	三七〇	三五〇	一九〇	一六〇

法第二項第三号第一
設に掲げる
設置補助運動白

法第二項第三号第一 設に掲げる 設置補助運動白	そのもののもの	そのもののもの		法第二項第三号第一 設に掲げる 設置補助運動白		法第二項第三号第一 設に掲げる 設置補助運動白	法第二項第三号第一 設に掲げる 設置補助運動白	法第二項第三号第一 設に掲げる 設置補助運動白	法第二項第三号第一 設に掲げる 設置補助運動白	法第二項第三号第一 設に掲げる 設置補助運動白		
		そのもののもの	そのもののもの	そのもののもの							そのもののもの	
				年1平方メートルにつき	年1平方メートルにつき						年1メートルにつき	年1メートルにつき
		1,320	670	1,100	1,800	33	7	1,300	670	1,300		
		1,800	530	880	1,400	18	5	1,100	530	1,100		
		1,700	500	830	1,300	17	5	990	500	990		
		1,400	410	680	1,100	14	4	820	410	820		
		1,300	380	630	1,000	13	4	760	380	760		

法第三十 項第四号 に掲げる 施設		法第三十 項第五号 に掲げる 施設			法第三十 項第六号 に掲げる 施設		法第三十 項第六号 に掲げる 施設	
地下街 及び地下 室	階の ものが一	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額		一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき
	階の ものが二	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額				
	の 以上のも の	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額				
上空に設ける通 路	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき
地下に設ける通 路	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき
その他のもの	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき	一平方メ ートル一 年につき
祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるも の	一平方メ ートル一 日につき	一平方メ ートル一 日につき	一平方メ ートル一 日につき	一平方メ ートル一 日につき	一平方メ ートル一 日につき	一平方メ ートル一 日につき	一平方メ ートル一 日につき	一平方メ ートル一 日につき
	その他のもの	一平方メ ートル一 月につき	一平方メ ートル一 月につき	一平方メ ートル一 月につき	一平方メ ートル一 月につき	一平方メ ートル一 月につき	一平方メ ートル一 月につき	一平方メ ートル一 月につき
看板 （ア） の設けるも の	一平方メ ートル一 月につき	一平方メ ートル一 月につき	一平方メ ートル一 月につき	一平方メ ートル一 月につき	一平方メ ートル一 月につき	一平方メ ートル一 月につき	一平方メ ートル一 月につき	一平方メ ートル一 月につき

令 第 七 条 に 掲 げ る 工 事 用 施 設	令 第 七 条 に 掲 げ る 施 設	令 第 七 条 に 掲 げ る 工 作 物	令 第 七 条 に 掲 げ る 物 件				標 識	を 除 く もの の 他 の 一 ト ル 一 年 に つ き
			ア ー チ の 断 ず る も の 他 の 一 基 一 月 に つ き	除 く もの の 他 の 一 ト ル 一 月 に つ き	用 施 設 に 掲 げ る も の 他 の 一 ト ル 一 日 に つ き	幕 （ 令 第 七 条 に 掲 げ る も の 他 の 一 ト ル 一 日 に つ き		
占 用 面 積 一 平 方 メ 一 ト ル 一 年 に つ き	占 用 面 積 一 平 方 メ 一 ト ル 一 年 に つ き	占 用 面 積 一 平 方 メ 一 ト ル 一 年 に つ き	一 基 一 月 に つ き	そ の 他 の 一 ト ル 一 月 に つ き	一 ト ル 一 日 に つ き	一 ト ル 一 日 に つ き	一 ト ル 一 年 に つ き	一 ト ル 一 年 に つ き
三 六 〇	三 六 〇	三 六 〇	一、八〇〇	三六〇	三六	一、八〇〇	三、六〇〇	一、八〇〇
一 三 〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、一〇〇	一三〇	一三	一、四〇〇	一、一〇〇	一、四〇〇
一 四 〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、一〇〇	二四〇	二四	一、三〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇
九 七	一、四〇〇	一、四〇〇	九七〇	九七	一〇	一、一〇〇	九七〇	一、一〇〇
二 七	一、三〇〇	一、三〇〇	一四〇	二七	三	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、〇〇〇

設 掲 げ る 施 令 第 七 条 に 掲 げ る 施 令 第 九 号 に 掲 げ る 施	設 掲 げ る 施 令 第 七 条 に 掲 げ る 施 令 第 八 号 に 掲 げ る 施	ト ン ネ ル の 上 又 は 高 架 の 道 路 の 上 又 は 高 架 の 道 路 の 下 の 地 下 を 除 く に 設 け る も の	設 掲 げ る 施 令 第 七 条 に 掲 げ る 施 令 第 六 号 に 掲 げ る 施	及 び 同 条 第 五 号 に 掲 げ る 工 事 用 材 料
建築物 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 七 を 乗 じ て 得 た 額	地下トンネルの上の地 階のものが一 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 〇 四 を 乗 じ て 得 た 額	トンネルの上又は高架の道路の上又は高架の道路の下 階のものが二 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 〇 六 を 乗 じ て 得 た 額	占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 一 三 〇	一 ト ル 一 年 に つ き 額 一 三 〇
建築物 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 一 二 を 乗 じ て 得 た 額	地下トンネルの上の地 階のものが三 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 〇 七 を 乗 じ て 得 た 額	トンネルの上又は高架の道路の上又は高架の道路の下 階のものが三 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 〇 七 を 乗 じ て 得 た 額	占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 一 八 〇	一 ト ル 一 年 に つ き 額 一 八 〇
建築物 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 一 五 を 乗 じ て 得 た 額	地下トンネルの上の地 階のものが三 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 一 五 を 乗 じ て 得 た 額	トンネルの上又は高架の道路の上又は高架の道路の下 階のものが三 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 一 五 を 乗 じ て 得 た 額	占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 一 七 〇	一 ト ル 一 年 に つ き 額 一 七 〇
建築物 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 一 九 を 乗 じ て 得 た 額	地下トンネルの上の地 階のものが三 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 一 九 を 乗 じ て 得 た 額	トンネルの上又は高架の道路の上又は高架の道路の下 階のものが三 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 一 九 を 乗 じ て 得 た 額	占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 一 四 〇	一 ト ル 一 年 に つ き 額 一 四 〇
建築物 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 二 二 を 乗 じ て 得 た 額	地下トンネルの上の地 階のものが三 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 二 二 を 乗 じ て 得 た 額	トンネルの上又は高架の道路の上又は高架の道路の下 階のものが三 占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 A に 〇 ・ 〇 二 二 を 乗 じ て 得 た 額	占 用 面 積 一 ト ル 一 年 に つ き 額 一 三 〇	一 ト ル 一 年 に つ き 額 一 三 〇

令 第七 条 第十 号に 掲げ る施 設 及び 自動車 駐車 場	建築物	占有面積 1平方メ ートル一 年につき	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの	占有面積 1平方メ ートル一 年につき	Aに〇・〇 〇七を乗 じて得た 額
令 第七 条 第十 一号に 掲げ る施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積 1平方メ ートル一 年につき	Aに〇・〇 一を乗じ て得た額
	上空に設けるもの	占有面積 1平方メ ートル一 年につき	Aに〇・〇 一二を乗 じて得た 額
令 第七 条 第十 二号に 掲げ る施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積 1平方メ ートル一 年につき	Aに〇・〇 一五を乗 じて得た 額
	上空に設けるもの	占有面積 1平方メ ートル一 年につき	Aに〇・〇 一九を乗 じて得た 額
令 第七 条 第十 三号に 掲げ る施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積 1平方メ ートル一 年につき	Aに〇・〇 二二を乗 じて得た 額
	上空に設けるもの	占有面積 1平方メ ートル一 年につき	Aに〇・〇 二二を乗 じて得た 額
令 第七 条 第十 四号に 掲げ る施 設		占有面積 1平方メ ートル一 年につき	Aに〇・〇 三二を乗 じて得た 額

別表備考第一号イ中「尾張旭市及び」を削り、同号ロ中「知立市」の下に「尾張旭市」を加え、同号ハ中「美浜町並びに」を削り、同号ニ中「及び」を「並びに」に改め、「南知多町」の下に「及び美浜町」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

愛知県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十四号

愛知県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

愛知県流水占用料等徴収条例(平成十二年愛知県条例第十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二柱類を設ける場合の項を次のように改める。

柱類を設ける場合	第一種電柱	一本一年につき	一、三〇〇	九九〇	九三〇	七六〇	七一〇
	第二種電柱	一本一年につき	一、九〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇
	第三種電柱	一本一年につき	二、六〇〇	二、〇〇〇	一、九〇〇	一、六〇〇	一、五〇〇
	第一種電話柱	一本一年につき	一、一〇〇	八八〇	八三〇	六八〇	六三〇
	第二種電話柱	一本一年につき	一、八〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇
	第三種電話柱	一本一年につき	二、五〇〇	一、九〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇
	その他の柱類	一本一年につき	一一〇	八八	八三	六八	六三

別表第二その他の場合(発電の用に供する場合を除く。)の項中「発電」を「発電のために河川の流水を占有する場合の当該発電」に改め、同表備考第一号イ中「尾張旭市」を削り、同号ロ中「知立市」の下に「尾張旭市」を加え、同号ハ中「美浜町並びに」を削り、同号ニ中「及び」を「並びに」に改め、「南知多町」の下に「及び美浜町」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

愛知県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十五号

愛知県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

愛知県海岸占用料等徴収条例(平成十二年愛知県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一種電柱の項からその他の柱類の項までを次のように改める。

第一種電柱	一本一年につき	一、三〇〇	九九〇	九三〇	七六〇
第二種電柱	一本一年につき	一、九〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇
第三種電柱	一本一年につき	二、六〇〇	二、〇〇〇	一、九〇〇	一、六〇〇
第一種電話柱	一本一年につき	一、一〇〇	八八〇	八三〇	六八〇
第二種電話柱	一本一年につき	一、八〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇
第三種電話柱	一本一年につき	二、五〇〇	一、九〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇
その他の柱類	一本一年につき	一一〇	八八	八三	六八

別表第一備考第一号口中「碧南市」の下に「刈谷市」を加え、同号八中「弥富市及び知多郡美浜町」を「及び弥富市」に改め、同号二中「及び」を「並びに」に改め、「南知多町」の下に「及び美浜町」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

愛知県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第六十六号

愛知県都市公園条例の一部を改正する条例

愛知県都市公園条例（昭和三十二年愛知県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二電柱その他これに類するものを設ける場合の項から太陽電池発電施設、燃料電池発電施設、蓄電池又は熱供給施設（導管を除く。）を設ける場合の項までを次のように改める。

電柱その他これに類するものを設ける場合	第一種電柱	一本一年につき	一、三〇〇	九九〇	七六〇
	第二種電柱	一本一年につき	一、九〇〇	一、五〇〇	一、二〇〇
	第三種電柱	一本一年につき	二、六〇〇	二、〇〇〇	一、六〇〇
	第一種電話柱	一本一年につき	一、一〇〇	八八〇	六八〇

	第二種電話柱	一本一年につき	1,800	1,400	1,100
	第三種電話柱	一本一年につき	1,500	1,900	1,500
	その他の柱類	一本一年につき	110	88	68
変圧塔その他これに類するものを設ける場合		一平方メートル 一年につき	1,200	1,800	1,400
水道管、下水 管その他 これらに類 するものを 設置する場 合	外径が七センチメ ートル未満のもの	一メートル 一年につき	47	37	29
	外径が七センチメ ートル以上十セン チメートル未満の もの	一メートル 一年につき	67	53	41
	外径が十センチメ ートル以上十五セ ンチメートル未満 のもの	一メートル 一年につき	100	79	61
	外径が十五センチ メートル以上二十 センチメートル未 満のもの	一メートル 一年につき	130	110	81
	外径が二十センチ メートル以上三十 センチメートル未 満のもの	一メートル 一年につき	160	140	110
	外径が三十センチ メートル以上四十 センチメートル未 満のもの	一メートル 一年につき	270	210	160
	外径が四十センチ メートル以上七十 センチメートル未 満のもの	一メートル 一年につき	470	370	290
	外径が七十センチ メートル以上一メ ートル未満のもの	一メートル 一年につき	670	530	410
	外径が一メートル 以上のもの	一メートル 一年につき	1,300	1,100	810
標識を設ける場合		一個 一年につき	1,800	1,400	1,100

太陽電池発電施設、燃料電池発電施設、蓄電池又は熱供給施設（導管を除く。）を設ける場合	一平方メートル 一年につき	二、二〇〇	一、八〇〇	一、四〇〇
--	------------------	-------	-------	-------

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

愛知県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十七号

愛知県港湾管理条例の一部を改正する条例

愛知県港湾管理条例（昭和二十九年愛知県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二港湾施設用地の項中「九五〇」を「九九〇」に、「八五〇」を「八八〇」に、

「八五」

を「八八」に、「二、七〇〇」を「二、八〇〇」に、「二、四〇〇」を「二、二〇〇」に、

「三六
五二」

を

「三七
五三」

に、「七七」を「七九」に、「二〇〇」を「二一〇」に、「一

五〇」を「一六〇」に、「二〇〇」を「二二〇」に、「三六〇」を「三七〇」に、「五一〇」を「五三〇」に、「一、〇〇〇」を「一、一〇〇」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

愛知県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十八号

愛知県漁港管理条例の一部を改正する条例

愛知県漁港管理条例（昭和三十四年愛知県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第二漁港施設用地の項中「八九〇」を「九三〇」に、「一、八〇〇」を「一、九〇〇」に、

「七九〇」を「八三〇」に、「一、七〇〇」を「一、八〇〇」に、

「七九」

を

「八三」

に、「一、六〇〇」を「一、七〇〇」に、「三、五〇〇」を「三、四〇〇」に、

「三三」
「四八」

を

「三五」
「五〇」

に、「七二」を「七五」に、「一〇〇」を「九九」に、「一四〇」を「一五〇」に、

「一九〇」を「二〇〇」に、「三三〇」を「三五〇」に、「四八〇」を「五〇〇」に、「九五〇」を「九九〇」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

愛知県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十九号

愛知県港湾占用料等徴収条例の一部を改正する条例

愛知県港湾占用料等徴収条例(平成十二年愛知県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一柱類を設ける場合の項中「六六五」を「六九三」に、「五九五」を「六一六」に、

「五九」

を

「六一」

に改め、同表塔類を設ける場合の項中「一、一九〇」を「一、

二六〇」に、「二、六八〇」を「一、五四〇」に改め、同表管類を設ける場合の項中

「三五」

を「三七」に、「五三」を「五五」に、

「三七」

「七〇」

を

「七七」

に、「二〇五」

を「一一三」に、「一四〇」を「一四七」に、「三五三」を「三五九」に、「三五七」を「三七二」に、「七〇〇」を「七七〇」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

愛知県漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第七十号

愛知県漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例

愛知県漁港土砂採取料等徴収条例（平成十二年愛知県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二柱類を設ける場合の項中「六二三」を「六五二」に、「一、二六〇」を「一、三三〇」に、「五五三」を「五八二」に、「二、一九〇」を「二、二六〇」に、

五五	を	五八
----	---	----

に改め、同表塔類を設ける場合の項中「一、二二〇」を「一、一九〇」に、「一、七五〇」を「一、六八〇」に改め、同表管類を設ける場合の項中

二三	を	二四	に、「四九
三三		三五	

を「五二」に、「七〇」を「六九」に、「九八」を「一〇五」に、「二三三」を「二四〇」に、「三三一」を「二四五」に、「三三六」を「三五〇」に、「六六五」を「六九三」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

愛知県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第七十一号

愛知県立学校条例の一部を改正する条例

愛知県立学校条例（昭和三十九年愛知県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項に次のただし書を加える。

ただし、全日制の課程又は定時制の課程に在学する者に係る第一号に掲げる単位数から第二号に掲げる単位数を減して得た単位数の受講料については、徴収しないこととする。

- 一 当該者が在学する課程において当該年度に修得することができる単位数
- 二 当該者が在学する課程において当該年度に修得しようとする単位数

第六条第十項中「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

8 知事は、全日制の課程又は定時制の課程に在学する者に係る受講料並びに通信制の課程に在学する者に係る授業料及び受講料について、これらの者が高等学校等就学支援金の支給に関する

る法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第四条の規定による認定の申請若しくは法第十七条の規定による届出をし、又はその旨を約したときは、その徴収を延期することができる。

- 9 知事は、法第四条の認定を受けた者の当該年度に納付すべき授業料及び受講料の合計額の一月分に相当する額が法第五条第一項に規定する支給限度額を超えるときは、当該認定に係る法第三条第一項に規定する就学支援金の支給を当該年度において最初に受ける月から当該年度の三月までの期間における各月ごとの当該超える額を合算した額を免除するものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の愛知県立学校条例第六条第三項ただし書及び第九項の規定は、この条例の施行の日以後に到来する愛知県立学校条例の規定に基づく納付期限に係る授業料及び受講料について適用する。

愛知県基幹的広域防災拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第七十二号

愛知県基幹的広域防災拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を廃止する条例

愛知県基幹的広域防災拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（令和四年愛知県条例第四十四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第七十三号

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例

（愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正）

第一条 愛知県教育委員会教育長給与条例（昭和二十三年愛知県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「九十万五千円」を「九十二万六千円」に改める。

第五条ただし書中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十二・五」に改める。

(非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第二条 非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和三十二年愛知県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三万七千四百円」を「三万八千二百円」に改める。

(県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第三条 県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十二年愛知県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「百二十万九千円」を「百二十三万七千円」に、「百六万四千円」を「百八万八千円」に、「九十七万七千円」を「九十九万九千円」に改める。

第五条ただし書中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十二・五」に改める。

(知事等の給与に関する条例の一部改正)

第四条 知事等の給与に関する条例(昭和四十三年愛知県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「百三十七万九千円」を「百四十一万千円」に改め、同条第二号中「百九万三千円」を「百十一万八千円」に改める。

第五条第一項ただし書中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十二・五」に改める。

(地方公営企業管理者及び病院事業管理者給与条例の一部改正)

第五条 地方公営企業管理者及び病院事業管理者給与条例(昭和四十四年愛知県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「九十万五千円」を「九十二万六千円」に改める。

第五条ただし書中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十二・五」に改める。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第六条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和五十三年愛知県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十二・五」に改める。

別表教育委員会の項中「二六〇、〇〇〇円」を「二六三、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、五〇〇円」に改め、同表公安委員会の項中「一八〇、〇〇〇円」を「一八四、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、六〇〇円」に、「一六〇、〇〇〇円」を「一六三、〇〇〇円」に改める。

〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、五〇〇円」に改め、同表選挙管理委員会の項中「一八〇、〇〇〇円」を「一八四、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、六〇〇円」に、「一六〇、〇〇〇円」を「一六三、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、五〇〇円」に、「一八、五〇〇円」を「一八、九〇〇円」に改め、同表監査委員の項中「七八〇、〇〇〇円」を「七九八、〇〇〇円」に、「二五〇、〇〇〇円」を「二五五、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、五〇〇円」に、「八三、〇〇〇円」を「八四、九〇〇円」に改め、同表人事委員会の項中「二八〇、〇〇〇円」を「二八四、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、六〇〇円」に、「一六〇、〇〇〇円」を「一六三、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、五〇〇円」に改め、同表労働委員会の項中「一八〇、〇〇〇円」を「一八四、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、六〇〇円」に、「二七五、〇〇〇円」を「二七九、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、五〇〇円」に、「一六三、〇〇〇円」を「一六六、〇〇〇円」に、「一四六、〇〇〇円」を「一四九、〇〇〇円」に、「一八、五〇〇円」を「一八、九〇〇円」に改め、同表収用委員会の項中「一三九、〇〇〇円」を「一四二、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、六〇〇円」に、「一一四、〇〇〇円」を「一一六、〇〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、五〇〇円」に、「一八、五〇〇円」を「一八、九〇〇円」に改め、同表海区漁業調整委員会の項中「四八、〇〇〇円」を「四九、一〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、六〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「四〇、一〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、五〇〇円」に改め、同表内水面漁場管理委員会の項中「三九、二〇〇円」を「四〇、一〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「二六、六〇〇円」に、「三三、五〇〇円」を「三三、二〇〇円」に、「二四、〇〇〇円」を「二四、五〇〇円」に改め、同表審査分会長及び審査分会立会人の項中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年一月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。
 - 一 第一条中愛知県教育委員会教育長給与条例第五条ただし書の改正規定
 - 二 第三条中県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第五条ただし書の改正規定
 - 三 第四条中知事等の給与に関する条例第五条第一項ただし書の改正規定
 - 四 第五条中地方公営企業管理者及び病院事業管理者給与条例第五条ただし書の改正規定
 - 五 第六条中委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例第六条第一項ただし書及び別表審査分会長及び審査分会立会人の項の改正規定
 - 六 次項及び附則第三項の規定
- 2 この条例（前項第一号から第四号までに掲げる規定及び同項第五号に掲げる規定（第六条中委員会の委員等の報酬及び費用弁償等に関する条例第六条第一項ただし書の改正規定に限る。）に限る。以下同じ。）による改正後の各条例の規定は、令和六年六月一日から適用する。

3 この条例による改正後の各条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の各条例の規定に基づいて支給された期末手当は、この条例による改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第七十四号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十二年愛知県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号中「二十五万七千七百円」を「二十五万二千四百円」に、「四十一万五千六百円」を「四十一万六千六百円」に改め、同項第二号中「五万七千円」を「五万六千六百円」に改める。

第十五条第二項中「初任給調整手当」の下に「在宅勤務等手当」を加え「又は」を「寒冷地手当又は」に改める。

第二十条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百二・五」を「百分の百五」に、「百分の六十五」を「百分の六十六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の六十八・七五」を「百分の七十」に、「百分の百二・五」を「百分の百五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十」に改める。

第二十一条第二項第一号イ中「百分の百二・五」を「百分の百五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に改め、同号ロ中「百分の百五」を「百分の百六・二五」に改め、同項第二号中「百分の四十八・七五」を「百分の五十」に、「百分の五十八・七五」を「百分の六十」に改める。

第二十二條第二項の表中「二六、三八〇円」を「二九、四〇〇円」に、「二四、五八〇円」を「二六、二〇〇円」に、「二〇、三四〇円」を「二一、五〇〇円」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 行政職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給 料 月 額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	187,800	235,500	267,500	294,100	317,100	342,900	382,200	425,400	476,500	541,500
	2	189,000	237,000	268,500	295,700	318,900	344,900	384,900	427,900	479,700	544,500
	3	190,200	238,500	269,500	297,300	320,600	346,700	387,300	430,500	482,800	547,700
	4	191,300	240,100	270,600	298,800	322,200	348,600	389,500	432,900	485,800	550,900
	5	192,500	241,600	271,600	300,400	323,600	350,300	391,500	434,900	488,900	554,000
	6	194,200	243,100	272,600	301,900	324,900	352,100	393,800	437,000	492,000	556,400
	7	195,800	244,700	273,600	303,300	326,300	353,700	396,000	439,200	495,100	558,900
	8	197,500	246,200	274,700	304,700	327,600	355,400	398,000	441,400	498,200	561,400
	9	199,100	247,700	275,700	305,900	328,900	357,100	400,100	443,400	501,000	563,900
	10	200,800	249,200	276,700	307,400	330,800	358,800	402,400	445,500	504,200	565,700
	11	202,500	250,600	277,700	309,000	332,600	360,400	404,700	447,700	507,200	567,500
	12	204,100	252,000	278,800	310,400	334,300	362,100	406,900	449,600	510,400	569,500
	13	205,800	253,300	279,800	311,800	336,100	363,600	409,200	451,300	513,200	571,200
	14	207,500	254,500	280,800	312,900	337,800	365,400	411,500	453,200	515,500	572,700
	15	209,200	255,700	281,800	314,000	339,600	367,000	413,800	455,100	517,900	574,000
	16	211,000	256,900	283,000	315,200	341,300	368,600	416,100	457,100	520,200	575,100
	17	212,300	258,100	284,000	316,400	342,900	370,300	418,000	458,900	522,300	576,400
	18	214,000	259,200	285,300	318,100	344,700	372,100	419,900	460,800	523,700	577,500
	19	215,600	260,300	286,600	319,700	346,400	373,700	421,900	462,600	525,300	578,400
	20	217,100	261,500	287,900	321,300	348,100	375,300	423,700	464,400	526,700	579,300
	21	218,700	262,500	289,200	322,900	349,600	376,700	425,600	466,200	527,900	580,200
	22	220,300	263,500	290,500	324,500	351,200	378,400	427,400	467,700	529,400	
	23	221,900	264,500	291,800	326,200	352,900	380,000	429,200	469,200	530,900	
	24	223,600	265,500	293,000	327,800	354,400	381,500	431,100	470,700	532,400	
	25	225,200	266,600	294,100	329,300	355,800	383,500	432,700	472,100	533,600	
	26	227,000	267,500	295,300	331,100	357,600	385,400	434,300	473,500	534,700	
	27	228,300	268,400	296,700	332,700	359,200	387,400	435,800	474,800	535,900	
	28	229,600	269,300	298,000	334,300	360,900	389,200	437,300	476,000	537,100	
	29	230,900	270,200	299,300	335,800	362,100	390,700	438,900	477,000	538,200	
	30	232,100	271,000	300,400	337,500	363,600	392,600	440,200	477,800	539,100	
	31	233,200	271,800	301,400	339,300	365,200	394,300	441,500	478,500	540,000	
	32	234,300	272,600	302,500	340,900	366,700	396,000	442,800	479,200	540,900	
	33	235,500	273,300	303,600	342,100	368,400	397,700	444,000	479,900	541,700	
	34	236,600	274,100	304,900	344,100	370,300	399,100	445,300	480,600	542,700	
	35	237,700	275,000	306,000	345,800	372,000	400,600	446,600	481,200	543,400	
	36	238,800	275,700	307,200	347,400	373,800	402,000	447,900	481,900	543,900	
	37	240,000	276,400	308,400	349,000	375,200	403,400	449,100	482,400	544,600	
	38	241,000	277,200	309,800	350,600	376,500	404,700	449,900	483,000	545,200	
	39	242,000	278,000	311,100	352,300	377,700	405,900	450,700	483,600	546,000	
	40	242,900	278,800	312,400	353,900	379,200	406,900	451,600	484,200	546,700	
	41	243,800	279,500	313,800	355,600	380,300	408,000	452,200	484,700	547,200	
	42	244,800	280,300	315,100	357,500	381,200	409,300	452,800	485,200		
	43	245,600	281,100	316,400	359,300	382,200	410,400	453,400	485,600		
	44	246,400	281,800	317,800	361,200	383,400	411,500	454,000	486,000		
	45	247,100	282,500	319,100	362,700	384,200	412,200	454,700	486,300		
	46	247,700	283,300	320,400	364,100	385,100	413,000	455,500	486,800		
	47	248,300	284,000	321,700	365,600	386,000	413,700	456,000	487,200		
	48	249,000	284,700	322,900	367,000	386,900	414,400	456,700	487,500		
	49	249,600	285,400	323,800	368,500	387,700	415,000	457,200	487,800		

	50	250,200	286,100	325,100	369,400	388,500	415,600	457,600	488,300		
	51	250,800	286,800	326,500	370,400	389,300	416,100	458,000	488,700		
	52	251,300	287,600	327,800	371,400	390,000	416,500	458,400	489,000		
	53	251,800	288,200	329,000	372,300	390,700	417,000	458,800	489,300		
	54	252,200	288,900	330,300	373,400	391,500	417,200	459,200			
	55	252,500	289,500	331,600	374,400	392,200	417,500	459,600			
	56	252,900	290,200	332,800	375,400	392,900	417,800	459,900			
	57	253,200	290,800	334,100	376,300	393,400	418,100	460,300			
	58	253,500	291,500	335,300	377,000	394,000	418,400	460,700			
定年前	59	253,800	292,200	336,400	377,700	394,600	418,700	461,000			
再任用	60	254,100	292,900	337,500	378,400	395,400	419,000	461,300			
短時間	61	254,400	293,500	338,200	378,800	395,800	419,200	461,600			
勤務職	62	254,700	294,200	339,200	379,400	396,400	419,500	462,000			
員以外	63	255,000	294,800	339,900	380,100	397,000	419,800	462,300			
の職員	64	255,300	295,300	340,700	380,800	397,500	420,100	462,600			
	65	255,600	295,800	341,500	381,100	397,900	420,300	462,900			
	66	255,900	296,500	341,900	381,800	398,500	420,600				
	67	256,200	297,000	342,500	382,600	399,100	420,900				
	68	256,500	297,600	343,200	383,200	399,700	421,300				
	69	256,800	298,100	344,100	383,500	400,100	421,500				
	70	257,200	298,600	344,800	384,000	400,600	421,800				
	71	257,500	299,200	345,500	384,600	401,100	422,100				
	72	257,800	299,800	346,100	385,200	401,700	422,300				
	73	258,100	300,400	346,600	385,500	402,000	422,500				
	74	258,400	300,900	347,200	386,100	402,400	422,800				
	75	258,700	301,300	347,800	386,900	402,800	423,100				
	76	259,000	301,600	348,400	387,500	403,200	423,300				
	77	259,300	301,800	348,700	387,900	403,500	423,500				
	78	259,600	302,100	349,200	388,400	403,800	423,800				
	79	259,900	302,300	349,600	389,000	404,200	424,100				
	80	260,200	302,600	350,000	389,500	404,400	424,300				
	81	260,500	302,800	350,400	390,000	404,600	424,500				
	82	260,800	303,000	350,900	390,600	404,900	424,800				
	83	261,100	303,300	351,400	391,200	405,200	425,100				
	84	261,500	303,500	351,900	391,500	405,400	425,300				
	85	261,800	303,800	352,300	391,900	405,600	425,600				
	86	262,100	304,100	352,700	392,400	405,900					
	87	262,400	304,400	353,100	392,800	406,200					
	88	262,700	304,800	353,500	393,200	406,400					
	89	263,000	305,100	353,800	393,600	406,600					
	90	263,300	305,400	354,200	394,100	406,900					
	91	263,600	305,700	354,600	394,500	407,200					
	92	263,900	306,100	355,000	394,900	407,400					
	93	264,200	306,300	355,200	395,300	407,600					
	94		306,500	355,600	395,800						
	95		306,800	356,000	396,200						
	96		307,200	356,500	396,600						
	97		307,400	356,700	396,900						
	98		307,700	357,100							
	99		308,100	357,500							
	100		308,500	357,800							
	101		308,700	358,100							
	102		309,100	358,500							
	103		309,400	358,900							
	104		309,700	359,300							
	105		309,900	359,800							

	106		310,200	360,200								
	107		310,500	360,600								
	108		310,800	361,100								
	109		311,000	361,600								
	110		311,400	362,000								
	111		311,800	362,300								
	112		312,100	362,600								
	113		312,300	363,100								
	114		312,500									
	115		312,800									
	116		313,300									
	117		313,500									
	118		313,700									
	119		314,000									
	120		314,300									
	121		314,700									
	122		314,900									
	123		315,200									
	124		315,500									
	125		315,800									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額										
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		196,600	224,700	266,200	286,300	301,900	328,200	371,300	405,600	458,600	541,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第三から別表第十一までを次のものに改める。

別表第三 公安職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給 料 月 額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	216,600	238,100	261,600	297,300	327,600	350,500	373,400	402,800	440,700
	2	219,100	240,400	263,600	298,600	329,300	352,300	375,200	404,700	442,500
	3	221,500	242,600	265,900	299,900	331,100	353,900	376,900	406,400	444,500
	4	224,000	244,900	268,100	301,200	332,800	355,500	378,700	408,100	446,400
	5	226,400	247,100	270,300	302,400	334,300	357,200	380,400	409,800	447,900
	6	228,900	249,200	271,600	303,400	335,800	358,300	382,000	411,300	449,500
	7	231,400	251,200	272,900	304,400	337,100	359,400	383,700	412,900	451,100
	8	233,600	253,100	274,200	305,400	338,400	360,500	385,300	414,400	452,600
	9	235,900	254,900	275,600	306,000	339,800	361,700	386,900	415,800	454,000
	10	238,000	256,600	276,900	306,700	341,300	363,400	388,500	417,500	455,800
	11	240,200	258,400	278,200	307,400	342,800	365,200	390,100	419,100	457,400
	12	242,200	259,800	279,600	308,100	344,400	366,800	391,700	420,600	458,800
	13	244,300	261,200	280,900	308,900	345,900	368,400	393,200	422,200	459,700
	14	246,300	263,100	282,100	309,600	347,300	370,200	394,900	424,300	461,400
	15	248,300	264,500	283,300	310,300	348,700	371,800	396,700	426,400	463,200
	16	250,000	266,100	284,800	310,900	350,000	373,400	398,400	428,500	465,100
	17	251,600	267,600	286,100	311,600	351,300	375,100	400,000	430,300	466,600
	18	253,200	268,800	287,500	312,400	353,000	376,700	401,600	431,900	468,400
	19	254,700	270,100	288,800	313,100	354,600	378,400	403,200	433,500	470,300
	20	256,200	271,200	290,000	314,000	356,200	380,000	404,900	435,100	472,000
	21	257,800	272,500	291,200	314,700	357,800	381,600	406,500	436,600	473,700
	22	259,400	273,700	291,900	315,500	359,400	383,300	408,100	438,200	475,400
	23	260,900	275,100	292,500	316,500	361,100	384,900	409,800	439,700	477,000
	24	262,500	276,400	293,100	317,400	362,600	386,500	411,400	441,100	478,900
	25	264,000	277,800	293,600	318,400	364,100	388,200	413,000	442,200	480,400
	26	265,200	279,300	294,200	319,700	365,800	389,800	415,000	443,700	481,900
	27	266,500	280,600	294,800	321,000	367,400	391,500	417,100	445,200	483,400
	28	267,700	281,900	295,300	322,400	368,900	393,100	419,100	446,700	484,700
	29	268,900	283,000	295,800	323,700	370,500	394,700	420,600	448,100	486,000
	30	270,300	284,300	296,500	325,200	372,100	396,400	422,400	449,800	486,700
	31	271,600	285,600	297,000	326,600	373,800	398,100	424,000	451,500	487,400
	32	272,900	286,800	297,500	327,700	375,400	399,900	425,800	453,100	488,000
	33	274,200	288,100	298,000	328,700	376,800	401,600	427,400	454,500	488,500
	34	275,800	288,700	298,600	329,900	378,600	403,600	428,900	456,300	489,200
	35	277,100	289,300	299,100	331,200	380,300	405,600	430,500	458,000	489,800
	36	278,500	289,900	299,600	332,300	381,900	407,500	431,900	459,600	490,500
	37	279,600	290,400	300,100	333,400	383,600	409,300	433,100	461,100	490,800
	38	280,900	291,000	300,800	334,600	385,200	410,700	434,700	461,800	491,400
	39	282,200	291,700	301,400	335,900	386,900	411,900	436,200	462,500	491,900
	40	283,500	292,300	302,000	337,000	388,600	413,300	437,600	463,200	492,400
	41	284,700	292,800	302,700	338,100	390,300	414,300	439,200	463,600	492,900
	42	285,300	293,400	303,400	339,400	392,400	415,400	440,500	464,100	493,300
	43	285,900	294,000	304,100	340,600	394,400	416,400	441,700	464,800	493,700
	44	286,500	294,500	304,900	341,800	396,500	417,500	443,000	465,400	494,100
	45	286,900	295,000	305,500	343,000	398,200	418,600	444,000	466,000	494,400
	46	287,600	295,500	306,400	344,300	400,000	419,800	444,700	466,700	494,900
	47	288,100	296,100	307,200	345,500	401,500	420,900	445,500	467,200	495,300
	48	288,600	296,600	308,000	346,700	403,000	422,100	446,200	467,700	495,700
	49	289,100	297,200	308,900	348,000	404,300	423,300	446,700	468,200	496,000

	50	289,700	297,700	310,000	349,300	405,300	424,100	447,200	468,500	496,400
	51	290,200	298,300	311,100	350,500	406,300	424,900	447,600	468,900	496,800
	52	290,700	298,900	312,100	351,700	407,300	425,600	447,900	469,300	497,200
	53	291,200	299,500	313,100	353,000	408,500	426,100	448,200	469,700	497,500
	54	291,900	300,300	314,300	354,400	409,600	426,800	448,500	469,900	497,900
	55	292,400	301,000	315,300	355,700	410,700	427,500	448,800	470,200	498,300
	56	292,900	301,700	316,400	357,100	411,800	428,100	449,100	470,400	498,700
	57	293,400	302,300	317,400	358,000	413,200	428,800	449,300	470,800	499,100
	58	293,900	303,200	318,600	359,300	414,000	429,200	449,600	471,000	
	59	294,400	304,000	319,700	360,500	414,800	429,900	449,900	471,200	
	60	294,900	304,900	320,800	361,800	415,400	430,500	450,200	471,400	
	61	295,400	305,700	321,900	363,000	415,900	430,900	450,500	471,800	
	62	296,000	306,600	323,000	364,400	416,600	431,300	450,800	472,000	
	63	296,500	307,500	324,100	365,900	417,400	431,800	451,100	472,200	
	64	297,000	308,400	325,200	367,300	418,100	432,300	451,500	472,400	
	65	297,500	309,300	326,300	368,600	418,400	432,800	451,700	472,800	
	66	298,000	310,200	327,400	370,200	419,100	433,400	452,000	473,100	
	67	298,500	311,000	328,500	371,700	419,800	433,800	452,300	473,300	
	68	299,000	311,800	329,600	373,100	420,300	434,300	452,600	473,500	
定年前	69	299,500	312,700	330,700	374,400	420,700	434,700	452,800	473,900	
再任用	70	300,000	313,700	331,900	375,800	421,200	435,000	453,100	474,100	
短時間	71	300,600	314,600	333,100	377,100	421,700	435,300	453,400	474,300	
勤務職	72	301,100	315,500	334,300	378,600	422,200	435,600	453,600	474,500	
員以外	73	301,600	316,300	335,100	379,700	422,700	435,900	453,800	474,900	
の職員	74	302,200	317,200	336,400	380,900	423,100	436,200	454,100		
	75	302,800	318,200	337,700	382,100	423,600	436,500	454,400		
	76	303,300	319,000	339,000	383,400	424,100	436,700	454,700		
	77	303,800	319,700	340,400	384,700	424,600	436,900	454,900		
	78	304,400	320,600	341,800	385,900	425,100	437,200	455,200		
	79	305,100	321,500	343,200	387,200	425,800	437,500	455,500		
	80	305,700	322,600	344,700	388,300	426,300	437,700	455,900		
	81	306,300	323,500	346,000	389,400	426,700	437,900	456,100		
	82	307,000	324,600	347,600	390,600	427,300	438,200	456,400		
	83	307,700	325,600	349,200	391,800	427,800	438,600	456,700		
	84	308,300	326,700	350,700	393,000	428,000	438,800	457,000		
	85	309,000	327,600	352,200	394,100	428,300	439,000	457,200		
	86	309,700	328,600	353,700	394,700	428,800	439,300			
	87	310,400	329,600	355,200	395,300	429,100	439,600			
	88	311,100	330,700	356,700	395,800	429,400	439,800			
	89	311,800	331,700	358,000	396,400	429,700	440,000			
	90	312,600	333,000	359,200	397,000	430,200	440,300			
	91	313,500	334,200	360,400	397,600	430,600	440,600			
	92	314,200	335,500	361,800	398,200	431,000	440,800			
	93	314,700	336,700	363,100	398,500	431,300	441,000			
	94	315,600	338,000	364,600	399,000	431,700				
	95	316,500	339,300	366,200	399,600	432,100				
	96	317,300	340,500	367,600	400,100	432,500				
	97	318,200	341,700	368,900	400,500	432,800				
	98	319,200	343,000	370,200	400,900	433,200				
	99	320,100	344,300	371,300	401,400	433,600				
	100	321,000	345,500	372,500	401,900	434,000				
	101	322,000	346,900	373,700	402,300	434,400				
	102	323,000	347,900	374,800	402,800	434,800				
	103	324,000	348,900	375,900	403,300	435,200				
	104	324,900	350,000	377,000	403,800	435,600				
	105	325,700	351,100	378,300	404,200	435,900				

106	326,400	352,300	378,800	404,600	436,300					
107	327,000	353,300	379,400	405,100	436,700					
108	327,600	354,300	380,000	405,400	437,100					
109	328,100	355,500	380,600	405,700	437,400					
110	328,600	356,600	381,100	406,200						
111	329,000	357,600	381,500	406,700						
112	329,500	358,500	382,000	407,200						
113	330,300	359,400	382,500	407,500						
114	331,100	360,300	382,900	408,000						
115	331,800	361,400	383,400	408,600						
116	332,400	362,400	383,900	409,100						
117	333,000	363,400	384,300	409,400						
118	333,700	363,800	384,800	409,900						
119	334,400	364,400	385,400	410,400						
120	335,300	365,100	385,900	410,900						
121	335,900	365,400	386,100	411,300						
122	336,200	365,800	386,700	411,800						
123	336,700	366,200	387,200	412,200						
124	337,200	366,600	387,600	412,800						
125	337,500	367,000	388,100	413,200						
126		367,400	388,600	413,700						
127		367,800	389,100	414,100						
128		368,200	389,600	414,600						
129		368,600	389,900	415,000						
130		369,000	390,400	415,500						
131		369,500	391,000	415,900						
132		369,900	391,500	416,400						
133		370,100	391,800	416,900						
134		370,600	392,300							
135		371,000	392,700							
136		371,300	393,100							
137		371,600	393,400							
138		372,000	393,900							
139		372,500	394,400							
140		373,000	394,900							
141		373,300	395,300							
142		373,900								
143		374,400								
144		374,900								
145		375,200								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	252,000	264,100	268,400	300,800	318,000	332,600	356,900	393,300	426,100	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第四 教育職給料表(一)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	204,600	252,100	363,000	433,900
	2	207,000	253,700	364,400	435,800
	3	209,300	255,100	365,900	437,600
	4	211,600	256,500	367,300	439,300
	5	213,900	258,000	368,700	440,800
	6	216,200	259,200	370,100	442,300
	7	218,500	260,400	371,400	444,200
	8	220,700	261,700	372,700	446,000
	9	223,000	263,100	374,000	447,800
	10	225,200	264,300	375,500	449,600
	11	227,500	265,700	377,000	451,600
	12	229,700	267,000	378,500	453,400
	13	232,000	268,300	379,800	455,100
	14	234,100	270,300	381,300	457,100
	15	236,300	272,100	382,900	458,900
	16	238,400	273,900	384,300	460,900
	17	240,600	275,700	385,700	462,600
	18	242,400	277,900	387,300	464,500
	19	244,200	280,200	388,700	466,300
	20	245,900	282,400	390,100	468,100
	21	247,600	284,700	391,600	469,800
	22	249,000	286,900	393,100	471,500
	23	250,300	289,200	394,600	473,500
	24	251,600	291,300	396,100	475,200
	25	252,900	293,400	397,400	476,900
	26	254,100	295,300	398,900	478,600
	27	255,300	297,300	400,500	480,100
	28	256,500	299,100	402,000	481,700
	29	257,700	301,000	403,400	483,200
	30	258,900	302,900	405,000	484,500
	31	260,100	304,800	406,500	485,800
	32	261,400	306,500	408,000	487,200
	33	262,500	308,200	409,500	488,400
	34	263,800	310,100	411,100	489,100
	35	265,100	311,800	412,800	489,800
	36	266,500	313,500	414,300	490,600
	37	267,900	315,100	415,500	491,200
	38	269,300	316,800	417,000	491,900
	39	270,700	318,700	418,400	492,600
	40	272,000	320,400	419,700	493,300
	41	273,300	321,700	421,400	493,900
	42	274,400	323,700	422,800	494,700
	43	275,400	325,500	424,100	495,400
	44	276,300	327,300	425,600	496,100
	45	277,000	329,000	427,000	496,700
	46	277,800	331,000	428,300	497,400
	47	278,700	332,700	429,900	498,100
	48	279,500	334,400	431,400	498,800
	49	280,300	336,200	433,000	499,500

	50	281,100	338,000	434,500	500,200
	51	281,800	339,900	436,100	500,900
	52	282,600	341,600	437,600	501,600
	53	283,500	343,300	439,400	502,200
	54	284,300	344,700	440,900	502,900
	55	285,100	346,000	442,500	503,700
	56	285,900	347,300	444,200	504,400
	57	286,600	348,900	445,700	505,000
	58	287,300	350,500	447,300	505,700
	59	288,100	352,100	448,500	506,400
	60	289,000	353,700	449,700	507,100
	61	289,800	355,200	450,900	507,800
	62	290,400	356,900	452,300	
	63	291,200	358,500	453,500	
	64	292,000	360,000	454,700	
	65	293,000	361,600	455,900	
	66	293,800	363,200	457,100	
	67	294,600	364,800	458,300	
	68	295,300	366,400	459,500	
	69	296,100	367,900	460,800	
	70	296,900	369,600	462,000	
	71	297,700	371,200	463,200	
	72	298,400	372,700	464,500	
	73	299,100	374,300	465,600	
	74	299,800	375,900	466,200	
	75	300,600	377,500	466,700	
	76	301,200	379,100	467,200	
定年前	77	301,800	380,600	467,700	
再任用	78	302,500	382,000	468,300	
短時間	79	303,200	383,500	468,900	
勤務職	80	303,800	384,800	469,400	
員以外	81	304,400	386,100	469,900	
の職員	82	305,200	387,600	470,500	
	83	305,900	389,000	471,000	
	84	306,600	390,300	471,500	
	85	307,300	391,500	472,000	
	86	308,100	392,900	472,600	
	87	308,900	394,200	473,200	
	88	309,600	395,600	473,700	
	89	310,300	396,800	474,200	
	90	311,200	398,100	474,800	
	91	312,000	399,200	475,300	
	92	312,800	400,500	475,800	
	93	313,400	401,700	476,300	
	94	314,200	402,800		
	95	315,000	404,100		
	96	315,800	405,300		
	97	316,500	406,700		
	98	317,300	407,700		
	99	318,200	408,800		
	100	318,900	409,800		
	101	319,700	410,700		
	102	320,600	411,700		
	103	321,500	412,900		
	104	322,400	414,000		
	105	323,000	414,700		

106	323,800	415,600
107	324,600	416,500
108	325,400	417,500
109	326,200	418,300
110	326,600	419,100
111	327,000	419,900
112	327,500	420,700
113	328,000	421,400
114	328,400	422,100
115	328,900	422,800
116	329,300	423,500
117	329,800	424,100
118	330,300	424,600
119	330,800	425,000
120	331,300	425,300
121	331,800	425,700
122	332,200	426,000
123	332,700	426,300
124	333,200	426,500
125	333,800	426,700
126	334,100	427,000
127	334,400	427,300
128	334,700	427,500
129	335,000	427,700
130	335,300	428,000
131	335,600	428,300
132	335,800	428,500
133	336,000	428,700
134	336,200	429,000
135	336,400	429,300
136	336,700	429,500
137	337,000	429,700
138	337,200	430,100
139	337,500	430,400
140	337,800	430,600
141	338,000	430,800
142	338,200	431,100
143	338,500	431,400
144	338,700	431,600
145	339,000	431,800
146	339,300	432,100
147	339,600	432,400
148	339,900	432,600
149	340,100	432,800
150	340,300	433,100
151	340,600	433,400
152	340,900	433,600
153	341,100	433,800
154	341,300	
155	341,600	
156	341,900	
157	342,100	
158	342,300	
159	342,600	
160	342,900	
161	343,100	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	244,200	285,700	344,600	431,900

- 備考 (一) この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,900円をそれぞれ加算した額とする。

別表第五 教育職給料表(二)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	204,600	225,900	305,300	331,600	423,400
	2	207,000	228,400	307,100	333,700	424,900
	3	209,300	230,800	309,000	335,900	426,500
	4	211,600	233,300	310,800	338,000	427,900
	5	213,900	235,800	312,600	340,100	429,200
	6	216,200	238,200	314,500	342,200	430,700
	7	218,500	240,700	316,300	344,400	432,100
	8	220,700	243,100	318,100	346,500	433,500
	9	223,000	245,600	319,800	348,600	435,000
	10	225,200	247,200	321,600	350,700	436,400
	11	227,500	248,900	323,500	352,900	437,800
	12	229,700	250,500	325,300	354,900	439,200
	13	232,000	252,100	327,300	357,000	440,500
	14	234,100	253,700	329,100	358,500	441,900
	15	236,300	255,100	331,000	360,000	443,400
	16	238,400	256,500	332,700	361,600	444,800
	17	240,600	258,000	334,300	363,000	446,000
	18	242,400	259,200	336,300	364,400	447,400
	19	244,200	260,400	338,200	365,900	448,600
	20	245,900	261,700	340,200	367,300	449,900
	21	247,600	263,100	342,000	368,700	451,000
	22	249,000	264,300	344,100	370,100	452,200
	23	250,300	265,700	345,900	371,400	453,400
	24	251,600	267,000	347,800	372,700	454,600
	25	252,900	268,300	349,500	374,000	456,000
	26	254,000	270,300	351,200	375,300	457,200
	27	255,100	272,100	352,900	376,500	458,200
	28	256,200	273,900	354,500	377,700	459,300
	29	257,500	275,700	356,100	379,000	460,600
	30	258,800	277,900	357,500	380,200	461,400
	31	260,000	280,200	358,700	381,400	462,200
	32	261,200	282,400	359,900	382,600	463,100
	33	262,400	284,700	361,300	383,700	464,000
	34	263,600	286,900	362,700	384,900	464,600
	35	264,800	289,200	364,100	386,100	465,100
	36	266,100	291,300	365,500	387,300	465,600
	37	267,300	293,400	366,800	388,400	466,100
	38	268,500	295,300	368,200	389,600	466,600
	39	269,700	297,300	369,700	390,800	467,100
	40	271,000	299,100	371,000	392,000	467,600
	41	272,200	301,000	372,300	393,100	468,100
	42	273,300	302,900	373,800	394,300	468,600
	43	274,500	304,800	375,100	395,600	469,200
	44	275,600	306,500	376,400	396,700	469,700
	45	276,600	308,200	377,700	397,800	470,200
	46	277,400	310,100	379,000	399,000	470,700
	47	278,200	311,800	380,200	400,300	471,200
	48	279,100	313,500	381,400	401,500	471,700
	49	279,800	315,100	382,700	402,700	472,200

	50	280,600	316,800	383,900	404,100	472,700
	51	281,300	318,700	385,100	405,300	473,300
	52	282,000	320,400	386,300	406,500	473,800
	53	282,800	321,700	387,500	407,700	474,300
	54	283,700	323,700	388,700	409,100	474,800
	55	284,500	325,500	389,900	410,100	475,300
	56	285,200	327,300	391,200	411,200	475,800
	57	285,900	329,000	392,300	412,400	476,300
	58	286,700	331,000	393,600	413,700	476,800
	59	287,600	332,700	394,900	414,900	477,400
	60	288,300	334,400	396,200	416,100	477,900
	61	288,900	336,200	397,100	417,300	478,400
	62	289,600	338,000	398,300	418,300	
	63	290,300	339,900	399,300	419,600	
	64	290,900	341,600	400,500	420,800	
	65	291,700	343,300	401,300	422,100	
	66	292,400	344,700	402,400	423,200	
	67	293,100	346,000	403,400	424,300	
	68	293,800	347,300	404,500	425,400	
	69	294,500	348,900	405,600	426,500	
	70	295,300	350,400	406,600	427,700	
	71	296,100	351,900	407,700	428,900	
	72	296,800	353,500	408,900	430,200	
	73	297,300	354,900	409,900	430,800	
	74	298,000	356,500	411,000	431,600	
	75	298,700	358,000	412,100	432,300	
	76	299,300	359,500	413,200	432,800	
	77	299,900	361,000	414,100	433,100	
	78	300,700	362,500	415,000	433,400	
定年前	79	301,300	364,000	416,000	433,800	
再任用	80	301,900	365,600	417,100	434,300	
短時間	81	302,500	367,000	417,900	434,600	
勤務職	82	303,100	368,300	418,700	435,000	
員以外	83	303,700	369,700	419,400	435,300	
の職員	84	304,300	370,900	420,200	435,600	
	85	304,900	372,100	420,900	435,900	
	86	305,400	373,300	421,600	436,300	
	87	305,900	374,600	422,300	436,600	
	88	306,400	375,700	423,000	436,900	
	89	306,800	376,800	423,600	437,200	
	90	307,400	378,000	424,300	437,500	
	91	307,900	379,100	424,800	437,800	
	92	308,400	380,200	425,400	438,000	
	93	308,700	381,300	425,900	438,200	
	94	309,300	382,600	426,300	438,600	
	95	309,800	383,700	426,600	438,900	
	96	310,200	384,800	426,900	439,100	
	97	310,600	385,800	427,100	439,300	
	98	311,100	386,900	427,400	439,600	
	99	311,600	387,800	427,700	439,900	
	100	312,000	388,700	427,900	440,100	
	101	312,400	389,500	428,100	440,300	
	102	312,800	390,500	428,400	440,600	
	103	313,300	391,500	428,700	440,900	
	104	313,600	392,400	428,900	441,100	
	105	313,800	393,200	429,100	441,300	

106	314,100	394,100	429,400
107	314,400	395,000	429,700
108	314,600	396,000	430,000
109	314,800	396,800	430,200
110	315,000	397,800	
111	315,300	398,700	
112	315,600	399,700	
113	315,800	400,300	
114	316,000	401,200	
115	316,200	402,100	
116	316,500	403,000	
117	316,800	403,800	
118	317,000	404,600	
119	317,300	405,400	
120	317,700	406,200	
121	317,900	406,800	
122	318,100	407,500	
123	318,300	408,300	
124	318,600	408,900	
125	318,900	409,500	
126		410,200	
127		410,700	
128		411,300	
129		411,900	
130		412,600	
131		413,100	
132		413,600	
133		413,900	
134		414,200	
135		414,500	
136		414,800	
137		415,100	
138		415,400	
139		415,700	
140		416,000	
141		416,300	
142		416,600	
143		417,000	
144		417,300	
145		417,500	
146		417,800	
147		418,100	
148		418,300	
149		418,500	
150		418,800	
151		419,100	
152		419,300	
153		419,500	
154		419,800	
155		420,100	
156		420,300	
157		420,500	
158		420,800	
159		421,200	
160		421,400	
161		421,600	

	162		421,900			
	163		422,200			
	164		422,400			
	165		422,600			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額				
	円 235,100	円 282,500	円 310,600	円 337,800	円 421,700	

備考（一）この表は、中学校、小学校又は義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。

（二）この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第六 教育職給料表(三)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	235,700	269,300	324,600	383,600	496,400
	2	238,500	271,200	326,900	386,500	498,500
	3	241,700	273,000	329,100	389,300	500,600
	4	244,800	274,800	331,300	392,500	502,600
	5	248,000	276,400	333,400	395,400	504,600
	6	251,300	277,900	335,300	397,200	506,500
	7	254,500	279,500	337,100	399,400	508,500
	8	257,700	281,000	338,900	402,000	510,400
	9	260,700	282,500	340,800	403,000	512,500
	10	262,600	284,600	342,600	404,600	514,500
	11	264,300	286,600	344,500	406,000	516,500
	12	266,000	288,700	346,400	407,400	518,300
	13	267,600	290,700	348,400	408,900	520,000
	14	269,000	292,800	350,000	410,300	521,900
	15	270,500	294,800	351,600	411,700	523,700
	16	271,800	296,900	353,300	413,200	525,600
	17	273,100	298,900	354,300	414,600	527,300
	18	274,200	301,700	356,600	416,300	529,000
	19	275,300	304,300	358,800	418,100	530,800
	20	276,300	307,000	361,100	419,800	532,600
	21	277,700	309,700	363,000	421,600	534,300
	22	279,300	312,200	365,400	423,400	535,900
	23	280,800	314,700	367,700	425,200	537,500
	24	282,300	317,000	370,300	427,100	539,100
	25	283,900	319,200	372,500	428,900	540,600
	26	285,500	321,300	374,700	430,900	542,000
	27	287,000	323,500	376,800	432,800	543,500
	28	288,600	325,600	379,000	434,800	544,800
	29	290,000	327,700	381,000	436,500	545,900
	30	291,700	329,300	382,700	438,500	547,000
	31	293,200	330,900	384,300	440,400	548,000
	32	294,700	332,400	385,900	442,300	549,000
	33	296,200	333,900	387,600	444,000	549,800
	34	297,500	335,600	388,900	445,900	550,600
	35	298,800	337,100	390,200	447,900	551,600
	36	299,600	338,600	391,600	449,700	552,500
	37	300,500	340,100	392,900	451,600	553,300
	38	301,300	341,500	394,500	453,500	554,200
	39	302,100	342,800	396,200	455,400	554,800
	40	302,900	344,200	397,700	457,400	555,400
	41	303,700	345,400	399,200	459,200	556,000
	42	304,600	347,100	400,900	461,500	556,700
	43	305,300	348,800	402,400	463,800	557,400
	44	305,900	350,700	404,000	466,200	557,900
	45	306,400	352,400	405,400	468,300	558,400
	46	306,900	354,000	406,800	470,400	559,100
	47	307,400	355,500	408,300	472,500	559,800
	48	307,900	357,100	409,600	474,700	560,400
	49	308,400	358,700	410,500	476,800	560,900

	50	308,900	360,300	411,700	479,000
	51	309,300	361,900	412,900	481,100
	52	309,700	363,300	414,000	483,300
	53	310,100	364,700	415,000	485,100
	54	310,500	365,800	416,200	486,800
	55	310,900	366,800	417,500	488,500
	56	311,300	367,800	418,600	490,100
	57	311,700	368,900	419,700	491,600
	58	312,100	370,300	420,900	492,700
	59	312,500	371,600	422,200	493,800
	60	312,900	372,900	423,400	495,000
	61	313,400	374,300	424,500	496,100
	62	313,800	375,600	426,100	497,200
	63	314,200	376,900	427,600	498,300
	64	314,600	378,300	429,100	499,400
	65	315,000	379,500	430,600	500,400
	66	315,400	380,800	431,500	501,500
定年前	67	315,800	382,100	432,400	502,400
再任用	68	316,200	383,400	433,200	503,600
短時間	69	316,600	384,600	434,200	504,500
勤務職	70	317,000	385,900	435,200	505,500
員以外	71	317,400	387,300	436,200	506,500
の職員	72	317,900	388,500	437,000	507,600
	73	318,300	389,700	437,700	508,500
	74	318,800	391,100	438,600	509,500
	75	319,300	392,400	439,400	510,500
	76	319,800	393,600	440,300	511,400
	77	320,200	394,800	441,300	512,400
	78	320,700	396,100	442,300	513,200
	79	321,200	397,200	443,300	514,100
	80	321,600	398,400	444,200	515,000
	81	322,100	399,900	444,900	515,800
	82	322,600	401,300	445,800	516,700
	83	323,100	402,800	446,700	517,500
	84	323,500	404,300	447,600	518,300
	85	323,900	405,300	448,500	518,800
	86	324,400	406,600	449,300	519,400
	87	324,900	407,900	450,100	520,200
	88	325,400	409,300	451,000	521,100
	89	325,800	410,500	451,800	521,800
	90	326,400	411,500	452,200	522,600
	91	326,800	412,600	452,600	523,200
	92	327,200	413,700	453,000	523,600
	93	327,800	414,500	453,400	524,100
	94	328,300	415,600	453,900	524,700
	95	328,900	416,700	454,300	525,300
	96	329,500	417,700	454,700	525,800
	97	329,900	418,600	454,900	526,200
	98	330,300	419,500	455,300	
	99	330,700	420,400	455,600	
	100	331,000	421,400	456,000	
	101	331,300	422,200	456,300	
	102	331,600	423,200	456,600	
	103	331,900	424,200	456,900	
	104	332,200	425,200	457,200	
	105	332,700	425,900	457,400	

106	333,100	426,600	457,700		
107	333,600	427,300	458,000		
108	334,000	427,900	458,200		
109	334,400	428,300	458,400		
110	335,000	428,700	458,700		
111	335,400	429,000	459,000		
112	335,900	429,300	459,200		
113	336,200	429,500	459,400		
114	336,700	429,900			
115	337,100	430,200			
116	337,500	430,500			
117	337,800	430,700			
118	338,200	431,000			
119	338,700	431,300			
120	339,300	431,500			
121	339,500	431,700			
122	339,900	432,000			
123	340,200	432,300			
124	340,500	432,500			
125	340,700	432,700			
126	341,000				
127	341,500				
128	341,900				
129	342,100				
130	342,500				
131	343,000				
132	343,500				
133	343,700				
134	344,100				
135	344,600				
136	344,800				
137	345,100				
138	345,500				
139	345,900				
140	346,300				
141	346,800				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額				
	円 258,400	円 305,500	円 323,500	円 390,600	円 487,600

備考 この表は、看護専門学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	188,300	239,400	319,000	363,800	409,400	543,200
	2	189,400	243,800	320,900	365,300	412,000	546,300
	3	190,600	246,600	322,900	366,700	414,700	549,500
	4	191,700	249,400	324,800	368,000	417,300	552,700
	5	192,900	252,000	326,700	369,200	419,400	555,900
	6	195,000	253,700	328,500	370,500	421,900	558,300
	7	197,200	255,200	330,300	371,700	424,300	560,800
	8	199,300	256,700	332,100	372,800	426,700	563,200
	9	201,500	258,300	333,800	374,000	429,000	565,700
	10	203,500	260,400	335,900	375,400	431,500	567,400
	11	205,600	262,600	337,900	376,700	433,900	569,400
	12	207,600	264,600	340,000	378,100	436,300	571,300
	13	209,700	266,700	341,800	379,400	438,700	573,100
	14	211,600	269,000	343,900	380,800	441,400	574,400
	15	213,500	271,400	345,800	382,200	444,200	575,600
	16	215,400	273,600	347,800	383,600	446,900	576,700
	17	217,100	275,900	349,600	384,900	449,500	577,800
	18	219,000	278,300	351,200	386,300	452,100	578,500
	19	220,800	280,800	352,900	387,800	454,600	579,100
	20	222,700	283,300	354,500	389,200	457,100	579,700
	21	224,500	285,600	356,100	390,600	459,500	580,400
	22	226,300	287,800	357,200	392,100	462,200	
	23	228,100	289,900	358,200	393,500	464,900	
	24	229,800	292,000	359,200	394,900	467,200	
	25	231,600	294,000	360,300	396,400	469,500	
	26	233,700	296,000	361,700	397,900	471,800	
	27	235,700	297,900	362,900	399,300	474,400	
	28	237,600	299,800	364,100	400,800	476,800	
	29	239,500	301,800	365,400	402,200	479,400	
	30	240,700	303,300	366,500	403,700	482,000	
	31	241,800	304,900	367,600	405,300	484,500	
	32	242,900	306,400	368,700	406,800	487,000	
	33	244,400	307,900	369,900	408,400	489,300	
	34	245,900	309,500	370,900	410,000	491,800	
	35	247,400	311,000	371,900	411,600	494,200	
	36	249,000	312,400	372,900	413,400	496,800	
	37	250,500	313,900	373,900	414,600	499,300	
	38	252,100	314,800	374,800	416,000	501,800	
	39	253,800	315,700	375,600	417,500	504,300	
	40	255,400	316,600	376,400	418,800	506,800	
	41	257,100	317,400	377,100	420,100	509,200	
	42	258,600	318,000	378,000	421,500	511,400	
	43	260,100	318,500	378,800	423,000	513,700	
	44	261,700	319,000	379,600	424,500	515,900	
	45	263,200	319,500	380,400	425,800	517,600	
	46	264,500	320,000	381,200	427,000	519,100	
	47	265,800	320,500	382,000	428,600	520,800	
	48	267,000	321,000	382,900	430,200	522,300	
	49	268,200	321,400	383,700	431,500	524,000	

	50	269,300	322,000	385,000	432,900	525,500
	51	270,500	322,500	386,300	434,400	526,900
	52	271,600	323,000	387,600	435,800	528,400
	53	272,700	323,400	388,300	437,200	529,600
	54	273,800	323,900	389,300	438,700	530,800
	55	274,900	324,300	390,100	440,100	532,000
定年前	56	275,900	324,700	390,800	441,500	533,200
再任用	57	276,900	325,100	391,600	442,600	534,200
	58	277,600	325,500	392,300	444,000	535,200
短時間	59	278,200	325,900	393,000	445,400	536,200
勤務職	60	278,900	326,400	393,700	446,700	537,200
員以外	61	279,500	326,800	394,300	447,600	538,400
の職員	62	280,100	327,400	395,000	448,400	539,300
	63	280,700	328,000	395,900	449,300	540,000
	64	281,300	328,600	396,700	450,200	540,700
	65	281,900	329,100	397,300	451,000	541,500
	66	282,500	329,700	398,100	451,900	542,400
	67	283,200	330,300	398,800	452,500	543,200
	68	283,800	331,000	399,600	453,300	544,000
	69	284,400	331,500	400,200	453,700	544,700
	70	285,100	332,100	400,900	454,300	545,500
	71	285,800	332,700	401,600	454,800	546,300
	72	286,500	333,300	402,300	455,300	547,200
	73	287,100	333,800	403,000	455,900	547,900
	74	287,900	334,500	403,600	456,500	548,700
	75	288,600	335,300	404,300	457,000	549,500
	76	289,300	336,000	405,000	457,500	550,300
	77	289,900	336,700	405,700	458,000	551,100
	78	290,600	337,400	406,200	458,600	
	79	291,300	338,100	406,800	459,100	
	80	292,000	338,800	407,400	459,600	
	81	292,600	339,600	407,900	460,200	
	82	293,300	340,400	408,600	460,800	
	83	294,000	341,100	409,200	461,300	
	84	294,600	341,700	409,700	461,800	
	85	295,200	342,200	410,200	462,300	
	86	296,000	342,700	410,700	462,900	
	87	296,700	343,100	411,200	463,400	
	88	297,300	343,600	411,900	463,900	
	89	297,900	343,900	412,300	464,500	
	90	298,600	344,400	412,900		
	91	299,300	344,800	413,400		
	92	299,900	345,200	414,100		
	93	300,600	345,500	414,500		
	94	301,300	345,900	415,000		
	95	301,900	346,300	415,500		
	96	302,500	346,700	416,200		
	97	302,800	347,200	416,600		
	98	303,400	347,800	417,200		
	99	304,000	348,300	417,700		
	100	304,600	348,800	418,400		
	101	305,100	349,300	418,800		
	102	305,500	349,800	419,300		
	103	305,900	350,300	419,800		
	104	306,300	350,800	420,500		
	105	306,700	351,200	420,900		

	106	307,200	351,600	421,500			
	107	307,700	352,200	422,000			
	108	308,000	352,600	422,700			
	109	308,200	353,100	423,100			
	110	308,600	353,500	423,600			
	111	309,000	353,900	424,100			
	112	309,200	354,300	424,800			
	113	309,500	354,800	425,200			
	114	309,800	355,200				
	115	310,100	355,600				
	116	310,400	356,000				
	117	310,700	356,600				
	118	311,000	357,000				
	119	311,200	357,400				
	120	311,500	357,800				
	121	311,800	358,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		227,100	269,800	295,400	339,300	399,900	543,000

備考 この表は、研究所等で人事委員会規則で定めるもの(以下「研究所等」という。)に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職給料表(一)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	298,300	378,800	436,800	495,900	588,100
	2	300,700	381,400	438,900	497,700	591,300
	3	303,000	384,000	440,900	499,600	594,500
	4	305,300	386,500	442,900	501,400	597,600
	5	307,400	389,100	444,800	503,300	600,600
	6	311,000	391,900	446,400	505,000	603,100
	7	314,600	394,600	448,100	506,700	605,500
	8	318,100	397,300	449,700	508,500	608,000
	9	321,500	399,400	451,300	510,200	610,200
	10	325,100	402,000	453,200	512,400	611,800
	11	328,600	404,600	455,000	514,500	613,300
	12	332,100	407,100	456,900	516,700	614,800
	13	335,600	409,800	458,700	518,700	616,400
	14	339,200	412,600	460,600	520,700	617,500
	15	342,600	415,200	462,400	522,800	618,600
	16	346,100	417,800	464,200	524,900	619,500
	17	349,600	420,200	465,900	526,800	620,800
	18	352,800	422,500	467,900	528,800	621,800
	19	355,900	424,600	469,900	530,900	622,800
	20	359,100	426,800	471,800	532,700	623,800
	21	362,400	428,900	473,300	534,600	624,900
	22	365,600	430,500	475,100	536,400	
	23	368,700	432,000	476,900	538,300	
	24	371,800	433,500	478,800	540,100	
	25	374,900	435,000	480,600	541,700	
	26	377,200	436,500	482,500	543,600	
	27	379,600	438,000	484,300	545,400	
	28	381,800	439,500	486,200	547,300	
	29	383,800	440,900	488,000	548,900	
	30	385,500	442,400	489,800	550,800	
	31	387,300	444,000	491,700	552,600	
	32	389,100	445,400	493,500	554,300	
	33	391,000	446,800	495,400	556,000	
	34	392,800	448,400	497,300	557,800	
	35	394,400	449,900	499,300	559,600	
	36	395,900	451,300	501,200	561,300	
	37	397,300	452,800	503,100	562,800	
	38	398,800	454,200	504,900	564,500	
	39	400,400	455,600	506,700	565,900	
	40	401,900	457,100	508,600	567,500	
	41	403,400	458,500	510,200	569,100	
	42	404,200	459,900	512,100	570,500	
	43	404,800	461,400	513,900	571,900	
	44	405,500	462,800	515,500	573,300	
定年前	45	406,400	464,200	517,000	574,500	
再任用	46	407,000	465,700	518,700	575,500	
	47	407,600	467,100	520,600	576,500	
短時間	48	408,300	468,500	522,300	577,600	
	49	408,900	470,000	523,800	578,600	

勤務職員 以外 の職員	50	409,400	471,700	525,200	579,500
	51	409,900	473,400	526,500	580,400
	52	410,400	475,000	527,800	581,400
	53	410,900	476,600	528,800	582,200
	54	411,300	477,900	530,200	583,100
	55	411,700	479,100	531,500	584,000
	56	412,100	480,200	532,800	584,900
	57	412,600	481,200	533,900	585,900
	58	413,000	482,300	534,700	586,800
	59	413,400	483,200	535,500	587,700
	60	413,800	484,000	536,300	588,400
	61	414,200	484,700	537,200	589,300
	62	414,600	485,400	538,100	590,300
	63	415,000	486,200	538,900	591,200
	64	415,400	486,800	539,600	592,100
	65	415,700	487,500	540,400	593,000
	66		488,200	541,200	594,000
	67		488,800	541,900	594,900
	68		489,400	542,900	595,800
	69		489,700	543,800	596,700
	70		490,400	544,600	597,600
	71		491,100	545,500	598,600
	72		491,800	546,500	599,500
	73		492,200	547,300	600,400
	74		492,800	548,200	601,300
	75		493,500	549,100	602,200
	76		494,200	549,800	603,200
77		494,700	550,600	604,100	
78		495,300	551,600	605,000	
79		495,900	552,500	605,900	
80		496,400	553,400	606,800	
81		496,900	554,200	607,800	
82		497,400	555,200		
83		497,900	556,100		
84		498,400	557,000		
85		498,800	557,800		
86		499,400	558,700		
87		499,800	559,700		
88		500,300	560,600		
89		500,800	561,400		
90		501,400			
91		502,000			
92		502,400			
93		502,900			
94		503,600			
95		504,200			
96		504,700			
97		505,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		308,900	352,600	409,000	484,500
					587,400

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第九 医療職給料表(二)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給 料 月 額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	193,100	232,800	264,600	285,200	310,700	349,200	388,500	454,400
	2	195,200	234,100	265,900	286,000	312,200	350,900	390,800	457,100
	3	197,400	235,500	267,000	286,800	313,800	352,700	393,200	459,600
	4	199,500	236,800	268,100	287,700	315,300	354,300	395,600	462,300
	5	201,600	238,000	269,200	288,500	316,800	355,900	397,900	464,800
	6	203,600	239,100	270,100	289,300	318,300	357,700	400,600	467,300
	7	205,700	240,200	270,900	290,100	319,700	359,300	403,200	469,900
	8	207,500	241,200	271,700	290,800	321,100	361,000	405,900	472,400
	9	209,300	242,300	272,500	291,500	322,500	362,600	408,000	474,900
	10	211,300	243,500	273,300	292,300	323,900	364,300	410,300	477,400
	11	213,200	244,900	274,100	293,000	325,300	366,100	412,600	480,000
	12	215,400	246,200	275,000	293,800	326,800	367,700	414,800	482,500
	13	217,100	247,500	275,800	294,600	328,200	369,200	416,900	485,000
	14	219,200	248,900	276,600	295,400	329,800	371,000	418,900	486,600
	15	221,400	250,200	277,400	296,300	331,400	372,600	420,900	487,900
	16	223,600	251,400	278,200	297,000	332,900	374,300	423,000	489,200
	17	225,700	252,600	279,100	297,700	334,400	375,900	424,800	490,500
	18	226,900	253,900	279,900	298,800	336,100	377,500	426,800	491,800
	19	228,000	255,100	280,700	299,900	337,600	379,200	428,700	493,100
	20	229,100	256,300	281,500	301,200	339,200	380,800	430,600	494,400
	21	230,200	257,500	282,300	302,400	340,700	382,500	432,400	495,700
	22	231,200	258,400	283,200	303,600	342,300	384,500	434,000	497,100
	23	232,100	259,200	284,000	304,900	343,900	386,500	435,700	498,500
	24	233,000	260,000	284,800	306,100	345,400	388,600	437,200	499,800
	25	233,900	260,800	285,600	307,300	346,900	390,000	438,800	501,200
	26	234,800	261,700	286,500	308,500	348,600	391,800	440,100	502,500
	27	235,800	262,500	287,500	309,800	350,200	393,500	441,400	504,000
	28	236,700	263,300	288,300	311,000	351,700	395,300	442,800	505,400
	29	237,600	264,100	289,100	312,200	353,100	397,000	444,100	506,800
	30	238,500	264,900	290,000	313,500	354,600	398,500	445,300	508,000
	31	239,400	265,800	290,900	314,600	356,100	400,100	446,500	509,100
	32	240,400	266,600	291,800	315,800	357,700	401,600	447,700	510,200
	33	241,200	267,400	292,600	317,100	359,200	402,900	448,900	511,300
	34	242,000	268,200	293,700	318,400	360,800	404,300	450,000	512,300
	35	242,800	268,900	294,700	319,600	362,300	405,600	451,200	513,200
	36	243,600	269,700	295,700	320,800	363,700	406,700	452,500	514,100
	37	244,500	270,700	296,800	322,100	365,200	407,800	453,600	515,100
	38	245,300	271,500	297,900	323,200	366,800	409,000	454,400	
	39	246,100	272,300	298,900	324,400	368,300	410,100	454,800	
	40	246,900	273,100	299,900	325,600	369,900	411,200	455,500	
	41	247,500	273,900	301,000	326,900	371,100	412,000	456,100	
	42	248,100	274,800	302,000	328,200	372,200	412,900	456,500	
	43	248,800	275,600	303,000	329,500	373,400	413,700	456,900	
	44	249,300	276,400	304,000	330,800	374,600	414,500	457,300	
	45	249,800	277,100	305,100	331,700	375,600	414,900	457,700	
	46	250,400	277,900	306,300	332,900	376,400	415,500	458,100	
	47	250,900	278,800	307,400	334,100	377,400	416,000	458,500	
	48	251,300	279,600	308,500	335,400	378,600	416,400	458,800	
	49	251,700	280,300	309,700	336,500	379,600	416,900	459,100	

	50	252,200	281,100	310,800	337,500	380,600	417,100	459,500
	51	252,800	281,800	311,900	338,500	381,600	417,400	459,800
	52	253,300	282,500	313,000	339,500	382,600	417,700	460,200
定年前	53	253,600	283,300	314,200	340,400	383,400	418,000	460,500
再任用	54	253,900	284,000	315,300	341,400	384,200	418,300	460,900
	55	254,200	284,700	316,400	342,400	385,100	418,600	461,200
短時間	56	254,500	285,400	317,600	343,300	385,900	418,900	461,500
勤務職	57	254,800	286,100	318,600	343,900	386,400	419,100	461,800
員以外	58	255,100	286,800	319,600	344,800	387,300	419,400	462,200
の職員	59	255,400	287,600	320,600	345,500	388,100	419,700	462,500
	60	255,700	288,200	321,600	346,400	388,900	420,000	462,800
	61	256,000	288,800	322,700	347,100	389,300	420,200	463,100
	62	256,300	289,500	323,700	347,400	390,000	420,500	463,500
	63	256,600	290,200	324,700	348,000	390,700	420,800	463,800
	64	256,900	290,800	325,600	348,600	391,400	421,200	464,100
	65	257,300	291,400	326,600	349,200	391,800	421,400	464,500
	66	257,600	292,200	327,400	349,900	392,300	421,700	
	67	257,900	292,900	328,100	350,600	392,900	422,000	
	68	258,200	293,500	328,800	351,200	393,500	422,300	
	69	258,500	294,100	329,400	351,900	393,900	422,500	
	70	258,800	294,800	330,100	352,500	394,400	422,800	
	71	259,100	295,500	330,800	353,100	394,900	423,100	
	72	259,300	296,200	331,400	353,700	395,500	423,400	
	73	259,500	296,800	332,000	354,000	396,100	423,600	
	74	259,800	297,300	332,200	354,600	396,600	423,900	
	75	260,100	297,700	332,700	355,100	397,200	424,200	
	76	260,300	298,100	333,200	355,600	397,800	424,500	
	77	260,500	298,500	333,800	356,100	398,300	424,700	
	78	260,800	298,800	334,300	356,700	398,800	425,000	
	79	261,100	299,100	334,900	357,200	399,300	425,300	
	80	261,400	299,400	335,300	357,600	399,900	425,700	
	81	261,600	299,700	335,900	357,900	400,200	425,900	
	82	261,900	300,000	336,400	358,200	400,700	426,200	
	83	262,200	300,400	336,800	358,400	401,100	426,500	
	84	262,400	300,700	337,300	358,700	401,500	426,800	
	85	262,600	300,900	337,800	359,200	401,900	427,000	
	86		301,100	338,200	359,500	402,400	427,300	
	87		301,300	338,400	359,800	402,800	427,600	
	88		301,500	338,700	360,100	403,200	427,900	
	89		301,900	339,200	360,500	403,600	428,100	
	90		302,100	339,600	360,900	404,200		
	91		302,300	339,900	361,200	404,600		
	92		302,500	340,200	361,500	405,000		
	93		302,900	340,500	361,900	405,400		
	94		303,100	340,700	362,200			
	95		303,300	341,100	362,500			
	96		303,600	341,400	362,800			
	97		303,900	341,600	363,100			
	98		304,100	341,900	363,500			
	99		304,300	342,200	363,900			
	100		304,700	342,500	364,300			
	101		305,000	342,700	364,800			
	102		305,200	343,000	365,300			
	103		305,400	343,300	365,700			
	104		305,700	343,600	366,100			
	105		306,000	343,800	366,600			

	106			344,000					
	107			344,400					
	108			344,600					
	109			344,800					
	110			345,200					
	111			345,600					
	112			346,000					
	113			346,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	197,600	224,800	254,000	267,900	294,100	336,200	379,800	443,700	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第十 医療職給料表(三)(第四条関係)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	212,600	246,300	284,200	299,900	317,700	350,300	390,000
	2	214,600	248,600	285,300	300,600	318,900	352,100	392,700
	3	216,400	250,800	286,400	301,200	320,100	353,800	395,500
	4	218,200	253,100	287,500	301,700	321,200	355,500	398,100
	5	219,900	255,300	288,500	302,200	322,400	357,300	400,400
	6	221,800	256,300	289,000	302,800	323,500	359,000	402,600
	7	223,700	257,300	289,500	303,400	324,600	360,800	405,000
	8	225,400	258,200	290,000	303,900	325,700	362,400	407,300
	9	227,200	259,100	290,500	304,400	326,900	363,900	409,300
	10	229,200	260,300	291,000	305,100	327,900	365,700	411,400
	11	231,200	261,500	291,500	305,700	328,900	367,400	413,700
	12	233,100	262,400	292,100	306,200	329,900	369,100	415,900
	13	235,000	263,200	292,600	306,700	331,000	370,600	417,900
	14	237,100	263,900	293,100	307,300	332,200	372,300	419,900
	15	239,100	264,600	293,600	307,900	333,400	374,100	422,100
	16	241,200	265,500	294,100	308,400	334,600	375,800	424,100
	17	243,200	266,700	294,600	309,000	335,800	377,600	426,200
	18	245,300	267,800	295,100	309,700	337,000	379,700	428,400
	19	247,400	268,900	295,600	310,400	338,100	381,700	430,700
	20	249,500	270,100	296,200	311,100	339,300	383,800	432,800
	21	251,400	271,200	296,700	311,800	340,400	385,500	434,800
	22	252,600	272,300	297,200	312,700	341,600	387,700	436,700
	23	253,900	273,400	297,700	313,700	342,700	389,800	438,600
	24	255,000	274,600	298,200	314,600	343,900	391,900	440,500
	25	256,100	275,600	298,700	315,400	345,000	393,800	442,200
	26	257,100	276,700	299,200	316,300	346,200	395,500	443,900
	27	258,000	277,800	299,700	317,200	347,300	397,300	445,600
	28	258,900	278,900	300,300	318,200	348,500	399,100	447,300
	29	259,700	279,900	300,800	319,000	349,600	400,900	448,600
	30	260,500	280,600	301,400	319,900	350,800	402,600	449,900
	31	261,200	281,300	302,200	320,800	351,900	404,600	451,600
	32	262,000	282,000	303,000	321,700	353,100	406,300	453,100
	33	262,800	282,700	303,700	322,600	354,200	408,000	454,800
	34	263,600	283,400	304,600	323,700	355,500	409,800	456,500
	35	264,400	283,900	305,400	324,800	356,900	411,600	457,900
	36	265,100	284,400	306,200	325,900	358,200	413,400	459,300
	37	265,900	284,900	306,900	327,100	359,400	415,000	460,500
	38	266,800	285,500	307,700	328,200	361,000	416,700	461,800
	39	267,700	286,000	308,500	329,300	362,500	418,600	463,100
	40	268,500	286,500	309,300	330,500	364,000	420,400	464,600
	41	269,300	286,900	310,100	331,600	365,300	422,000	465,600
	42	270,300	287,500	310,900	332,800	366,800	423,500	466,300
	43	271,100	288,000	311,700	333,900	368,200	425,000	467,100
	44	271,900	288,500	312,500	335,100	369,700	426,400	467,700
	45	272,700	289,000	313,300	335,900	371,100	427,500	468,600
	46	273,400	289,500	314,300	337,000	372,100	428,600	469,400
	47	274,100	290,000	315,300	338,100	373,500	429,700	470,200
	48	274,800	290,500	316,200	339,200	374,900	431,000	471,000
	49	275,400	291,000	317,100	340,200	376,200	432,300	471,700

	50	275,900	291,500	318,200	341,200	377,600	433,400	472,400
	51	276,400	292,100	319,200	342,200	379,000	434,700	473,200
	52	276,800	292,600	320,100	343,200	380,300	435,800	474,000
	53	277,200	293,100	321,000	344,500	381,800	437,000	474,800
	54	277,700	293,600	322,100	345,800	383,100	438,000	475,600
	55	278,200	294,100	323,100	347,000	384,200	439,200	476,300
	56	278,700	294,600	324,100	348,300	385,400	440,300	477,000
	57	279,100	295,100	324,900	349,200	386,500	441,300	477,900
	58	279,500	296,000	325,900	350,400	387,500	441,800	
	59	279,900	296,800	327,000	351,500	388,500	442,400	
	60	280,300	297,500	327,900	352,900	389,400	442,900	
	61	280,700	298,200	328,800	353,900	390,000	443,500	
	62	281,100	299,100	329,800	354,800	390,800	444,000	
	63	281,500	300,000	330,900	355,900	391,700	444,400	
	64	281,900	300,900	331,800	357,200	392,500	444,900	
	65	282,300	301,700	332,700	358,300	393,200	445,400	
	66	282,700	302,600	333,900	359,500	393,900	445,800	
	67	283,200	303,400	335,200	360,800	394,600	446,100	
	68	283,600	304,200	336,400	361,800	395,300	446,400	
	69	284,000	305,100	337,100	362,800	395,900	446,800	
	70	284,500	306,000	338,200	363,800	396,500	447,300	
	71	285,000	306,900	339,400	364,900	397,200	447,600	
	72	285,400	307,800	340,300	366,100	397,800	447,900	
	73	285,800	308,700	341,400	366,900	398,500	448,300	
	74	286,400	309,700	342,100	368,000	399,000	448,700	
	75	287,000	310,600	343,200	369,100	399,700	449,000	
	76	287,600	311,500	344,400	370,200	400,200	449,300	
	77	288,100	312,300	345,500	370,900	400,600	449,700	
	78	288,700	313,400	346,700	371,700	401,200	450,100	
	79	289,300	314,400	347,900	372,500	401,700	450,400	
	80	289,800	315,300	349,000	373,200	402,000	450,700	
定年前	81	290,300	315,800	350,100	373,900	402,300	451,100	
再任用	82	290,800	316,700	351,200	374,400	402,800	451,600	
短時間	83	291,300	317,700	352,300	374,900	403,200	451,900	
勤務職	84	291,900	318,500	353,400	375,400	403,500	452,200	
員以外	85	292,400	319,300	354,300	376,000	403,800	452,600	
の職員	86	292,900	320,300	355,300	376,500	404,400	453,000	
	87	293,400	321,300	356,200	377,000	404,900	453,300	
	88	293,900	322,400	357,300	377,500	405,300	453,600	
	89	294,400	323,300	358,200	378,000	405,600	454,000	
	90	294,900	324,400	359,000	378,400	406,000	454,400	
	91	295,400	325,400	359,800	379,000	406,500	454,700	
	92	296,000	326,500	360,600	379,500	406,900	455,000	
	93	296,500	327,300	361,300	379,800	407,300	455,400	
	94	297,100	328,000	361,900	380,300		455,900	
	95	297,700	328,700	362,500	380,700		456,200	
	96	298,300	329,300	363,100	381,000		456,500	
	97	298,900	329,800	363,500	381,600		456,900	
	98	299,400	330,100	363,900	382,100			
	99	299,900	330,800	364,400	382,700			
	100	300,500	331,400	364,800	383,200			
	101	301,000	331,800	365,400	383,800			
	102	301,500	332,400	365,800	384,300			
	103	302,000	333,000	366,300	384,800			
	104	302,400	333,500	366,700	385,200			
	105	302,800	333,900	367,000	385,800			

106	303,300	334,400	367,500	386,300
107	303,800	335,000	367,900	386,900
108	304,100	335,500	368,200	387,400
109	304,300	335,900	368,600	388,000
110	304,700	336,300	369,100	388,400
111	304,900	336,600	369,700	388,900
112	305,200	336,900	370,200	389,400
113	305,500	337,200	370,700	390,000
114	305,700	337,600	371,200	
115	306,000	337,900	371,700	
116	306,200	338,200	372,100	
117	306,500	338,400	372,500	
118	306,800	338,700	372,900	
119	307,100	339,000	373,400	
120	307,400	339,300	374,000	
121	307,700	339,500	374,400	
122	308,100	339,800	374,900	
123	308,400	340,100	375,400	
124	308,700	340,400	375,900	
125	309,000	340,600	376,200	
126	309,200	340,900		
127	309,500	341,300		
128	309,900	341,500		
129	310,100	341,700		
130	310,400	341,900		
131	310,800	342,300		
132	311,200	342,500		
133	311,400	342,800		
134	311,700	343,200		
135	312,000	343,700		
136	312,300	344,100		
137	312,500	344,400		
138	312,800	344,800		
139	313,100	345,200		
140	313,500	345,600		
141	313,700	345,900		
142	314,100	346,300		
143	314,500	346,600		
144	314,800	347,000		
145	315,000	347,300		
146	315,200	347,800		
147	315,500	348,200		
148	315,900	348,600		
149	316,100	348,900		
150	316,300	349,300		
151	316,600	349,700		
152	316,900	350,100		
153	317,300	350,400		
154	317,600			
155	317,800			
156	318,100			
157	318,400			
158	318,700			
159	319,000			
160	319,300			
161	319,700			

	162	320,000						
	163	320,300						
	164	320,600						
	165	321,000						
	166	321,300						
	167	321,600						
	168	322,000						
	169	322,400						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		245,400	266,400	273,800	284,500	301,300	339,800	385,500

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第十一 福祉職給料表(第四条関係)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	204,300	252,000	291,400	309,600	342,900	382,200
	2	206,100	254,200	292,300	310,900	344,900	384,900
	3	207,800	256,200	293,100	312,200	346,700	387,300
	4	209,600	258,300	293,900	313,500	348,600	389,500
	5	211,200	260,300	294,600	314,700	350,300	391,500
	6	212,800	262,000	295,600	316,300	352,100	393,800
	7	214,500	263,600	296,600	318,000	353,700	396,000
	8	216,100	264,900	297,500	319,600	355,400	398,000
	9	217,700	266,500	298,400	321,200	357,100	400,100
	10	219,600	267,700	299,300	323,000	358,800	402,400
	11	221,400	268,800	300,300	324,500	360,400	404,700
	12	222,600	269,900	301,200	326,000	362,100	406,900
	13	223,700	271,100	302,000	327,300	363,600	409,200
	14	224,900	272,200	303,000	328,700	365,400	411,500
	15	226,100	273,300	304,200	330,100	367,000	413,800
	16	227,300	274,500	305,400	331,600	368,600	416,100
	17	228,400	275,600	306,600	333,000	370,300	418,000
	18	229,400	276,500	307,700	334,500	372,100	419,900
	19	230,400	277,400	308,900	336,000	373,700	421,900
	20	231,500	278,200	310,000	337,400	375,300	423,700
	21	232,500	278,900	311,100	338,800	376,700	425,600
	22	233,900	279,600	312,200	340,500	378,400	427,400
	23	235,200	280,400	313,400	342,100	380,000	429,200
	24	236,600	281,100	314,400	343,700	381,500	431,100
	25	237,900	282,100	315,400	345,200	383,500	432,700
	26	239,200	283,100	316,400	346,800	385,400	434,300
	27	240,600	284,000	317,400	348,500	387,400	435,800
	28	241,800	284,900	318,500	350,000	389,200	437,300
	29	243,000	285,900	319,500	351,500	390,700	438,900
	30	244,100	286,800	320,500	353,100	392,600	440,200
	31	245,100	287,800	321,500	354,600	394,300	441,500
	32	246,100	288,700	322,600	356,100	396,000	442,800
	33	247,100	289,600	323,600	357,700	397,700	444,000
	34	248,100	290,400	324,700	359,300	399,100	445,300
	35	249,100	291,300	325,800	361,000	400,600	446,600
	36	250,000	292,300	327,000	362,500	402,000	447,900
	37	250,900	293,300	328,100	363,700	403,400	449,100
	38	251,800	294,300	329,200	365,300	404,700	449,900
	39	252,800	295,300	330,300	366,800	405,900	450,700
	40	253,600	296,300	331,500	368,300	406,900	451,600
	41	254,400	297,200	332,500	369,800	408,000	452,200
	42	255,000	298,200	333,600	371,300	409,300	452,800
	43	255,600	299,200	334,700	372,800	410,400	453,400
	44	256,200	300,100	335,800	374,400	411,500	454,000
	45	256,700	301,100	336,800	375,800	412,200	454,700
	46	257,300	302,100	337,700	377,200	413,000	455,500
	47	257,800	303,100	338,600	378,700	413,700	456,000
	48	258,300	304,000	339,600	380,100	414,400	456,700
	49	258,800	305,000	340,500	381,100	415,000	457,200

	50	259,400	305,900	341,200	382,200	415,600	457,600
	51	259,900	306,800	341,800	383,200	416,100	458,000
	52	260,400	307,700	342,400	384,300	416,500	458,400
	53	260,800	308,500	343,000	385,000	417,000	458,800
	54	261,400	309,500	343,800	385,600	417,200	459,200
	55	261,900	310,400	344,400	386,300	417,500	459,600
	56	262,400	311,200	345,000	387,200	417,800	459,900
	57	262,900	312,100	345,600	388,000	418,100	460,300
	58	263,300	313,100	346,100	388,700	418,400	460,700
	59	263,700	314,200	346,600	389,500	418,700	461,000
	60	264,100	315,100	347,100	390,200	419,000	461,300
	61	264,500	316,000	347,500	391,100	419,200	461,600
	62	264,900	317,000	347,800	391,800	419,500	
	63	265,300	318,000	348,300	392,500	419,800	
	64	265,800	318,900	348,800	393,100	420,100	
	65	266,200	319,800	349,100	393,400	420,300	
	66	266,600	320,700	349,500	394,000	420,600	
	67	267,000	321,600	350,000	394,600	420,900	
	68	267,400	322,500	350,400	395,400	421,300	
	69	267,800	323,200	350,800	395,800	421,500	
	70	268,200	324,100	351,300	396,500	421,800	
	71	268,600	324,900	351,700	397,100	422,100	
	72	269,000	325,700	352,300	397,700	422,300	
定年前	73	269,400	326,600	352,500	398,100	422,500	
再任用	74	269,800	327,100	353,000	398,600	422,800	
短時間	75	270,300	327,600	353,500	399,200	423,100	
勤務職	76	270,700	328,100	353,900	399,800	423,300	
員以外	77	271,100	328,600	354,200	400,200	423,500	
の職員	78	271,500	329,200	354,600	400,700	423,800	
	79	271,900	329,700	355,100	401,200	424,100	
	80	272,200	330,200	355,500	401,700	424,300	
	81	272,500	330,600	355,700	402,200	424,500	
	82	272,900	330,900	356,000	402,600	424,800	
	83	273,300	331,400	356,500	403,000	425,100	
	84	273,600	331,700	356,900	403,400	425,300	
	85	273,900	332,000	357,200	403,600	425,600	
	86	274,400	332,300	357,500	403,800		
	87	274,800	332,600	357,900	404,200		
	88	275,100	332,900	358,300	404,500		
	89	275,400	333,300	358,600	404,700		
	90	275,800	333,700	359,000	405,000		
	91	276,200	334,000	359,400	405,300		
	92	276,500	334,200	359,600	405,500		
	93	276,800	334,700	359,900	405,700		
	94	277,200	335,200				
	95	277,600	335,400				
	96	277,900	335,800				
	97	278,200	336,200				
	98	278,700	336,600				
	99	279,100	337,000				
	100	279,400	337,300				
	101	279,700	337,500				
	102	280,100	337,800				
	103	280,500	338,100				
	104	280,800	338,400				
	105	281,000	338,800				

106	281,200	339,000				
107	281,500	339,400				
108	281,800	339,800				
109	282,100	340,200				
110	282,400	340,500				
111	282,700	340,800				
112	283,000	341,100				
113	283,300	341,400				
114	283,600	341,800				
115	283,900	342,100				
116	284,300	342,300				
117	284,600	342,500				
118	284,900	342,800				
119	285,200	343,100				
120	285,600	343,500				
121	285,800	343,700				
122	286,000					
123	286,400					
124	286,700					
125	286,900					
126	287,300					
127	287,700					
128	288,100					
129	288,300					
130	288,700					
131	289,100					
132	289,400					
133	289,600					
134	289,900					
135	290,300					
136	290,600					
137	290,800					
138	291,100					
139	291,400					
140	291,800					
141	292,000					
142	292,200					
143	292,400					
144	292,700					
145	293,100					
146	293,300					
147	293,600					
148	293,900					
149	294,200					
150	294,400					
151	294,700					
152	294,900					
153	295,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円
	210,700	251,400	266,300	300,600	328,200	371,300

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会規則で定めるもの(以下「児童福祉施設等」という。)に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第十二 指定職給料表（第四条関係）

号	給	給料月額
1		732,000
2		790,000
3		848,000
4		929,000
5		1,002,000
6		1,073,000
7		1,148,000
8		1,219,000

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 愛知県医療療育総合センターの総長
- (2) 愛知県局設置条例（平成31年愛知県条例第7号）第1条に規定する局長その他の職にある職員で人事委員会規則で定めるもの

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年愛知県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号	給	給料月額
1		423,000
2		486,000
3		550,000
4		635,000
5		739,000
6		843,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号	給	給料月額
1		354,000
2		391,000
3		419,000

第六条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十二・五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年愛知県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

給料月額	円
1	401,000
2	450,000
3	503,000
4	568,000
5	649,000
6	757,000
7	884,000

第九条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第二十条第二項及び第三項並びに第二十一条第二項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定、第二条の規定(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第六条第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第三条の規定(一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第九条第二項の改正規定を除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は令和六年四月一日から、第一条の規定(給与条例第二十条第二項及び第三項並びに第二十一条第二項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第二条の規定(任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第三条の規定(任期付職員条例第九条第二項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は同年六月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第一条の規定による改正後の給与条例、第二条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第三条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例、第二条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第三条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第二条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第三条の規定による改正後

の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

